

閲覧用

令和6年度
福島市公共サインガイドライン
(案)

令和7年 月
福島市

福島市 公共サインガイドライン

Guideline for Public Signs of Fukushima City



令和7年3月

目次

序 章	公共サインガイドラインについて	1
1-1.	公共サインガイドラインとは	1
1-2.	公共サインガイドラインの使い方	2
第1章	はじめに	3
1-1.	背景と目的	3
1-2.	公共サインとは	6
1-3.	適用イメージ	7
1-4.	整備テーマと手法	9
1-4-1.	色を活用した整備	13
1-4-2.	行動経済学を活用した整備	15
第2章	共通基準	16
2-1.	フォント	17
2-2.	文字の大きさ	18
2-3.	ピクトグラム	20
2-4.	矢印表記	22
2-5.	色彩	23
2-6.	多言語表記	24
2-7.	表示面の掲出高さ	26
2-8.	照明デザイン	27
2-9.	触知案内図および点字表示	28
2-10.	音響案内	30
2-11.	デジタル対応	31
第3章	公共サイン種類別基準	34
3-1.	案内誘導サイン	34
3-1-1.	案内誘導サインの種類	34
3-1-2.	配置計画	35

3-1-3. 表記基準	37
3-1-4. デザイン（参考）	42
3-2. ルール案内サイン	47
3-2-1. 配置計画	47
3-2-2. 表記基準	48
3-2-3. 本体デザイン（参考）	49
3-3. 説明サイン	51
3-3-1. 配置計画	51
3-3-2. 表記基準	51
3-3-3. 本体デザイン（参考）	52
3-4. 広告サイン（掲示板）	54
3-4-1. 配置計画	54
3-4-2. 本体デザイン（参考）	55
3-5. 観光案内板	56
3-5-1. 配置計画	56
3-5-2. 表記基準	56
3-5-3. 本体デザイン（参考）	57

第4章 整備・維持管理の方法 58

4-1. 整備の考え方	58
4-2. 維持管理の考え方	58
4-3. 整備維持管理手続の流れ	59
4-4. 整備・維持管理の方法	61

資料編

資料1. 用語集	66
資料2. 参考資料集	69
資料3. チェックリスト	82
資料4. 作成の流れ	94

序章 公共サインガイドラインについて

1-1. 公共サインガイドラインとは

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板の総称で、主に公的機関が公共空間に設置します(→P6)

公共サインは必要な情報を明示するだけでなく、そのデザインやカラーが街を演出し、イメージ向上にも繋がるツールとして活用されます。

しかし、現状ではサイン整備のための具体的指針がなく、形状や表示方法に統一性を欠く状況となっています。

そこで、公共サイン整備に関する基準を整理し、バリアフリーは勿論のこと、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰にでもわかりやすい公共サインの基本的な考え方、表記の基本ルール、デザインなどについてとりまとめ、公共サインの統一性を図るために本ガイドラインを作成しました。

公共サインの新規設置や更新の際に活用されるよう、整備担当者にとってわかりやすく、使いやすい内容としています。

1-2. 公共サインガイドラインの使い方

本ガイドラインを使用する際のフローを以下に示します。整備担当者は計画対象となるサインの種類、設置想定箇所等から必要な基準を確認し、設計に反映させて下さい。「第1章 はじめに」の理解に努めた上で、デザインの検討を実施して下さい。

また、公共サインの整備計画がある場合には、必ず交通政策課と相談・協議を行い、設計検討を行って下さい。

Step1 設置するサインの種類を確認 →第1章 P6	設置しようとするサインが、 どのタイプに該当するサインであるか調べます。
↓	
Step2 適用対象範囲を確認 →第1章 P8	サインの適用対象となる範囲や、適用レベルを確認します。
↓	
Step3 共通基準を確認 →第2章 P16 ハ	全てのサインに共通する基本的な事項として フォントや色彩等の基準を確認します。
↓	
Step4 タイプ別の基準を確認 ・案内誘導サイン→第3章 P34 ・ルール案内サイン→第3章 P47 ・説明サイン→第3章 P51 ・広告サイン→第3章 P54 ・観光案内板→第3章 P56	タイプ別に詳細な設計基準を確認します。 STEP2の共通基準を基本としつつ、より現場に即した 個別判断基準を確認しながら設計を行います。 ※各章に参考デザインを掲載しています。
↓	
Step5 整備・維持管理手続の流れ、 方法を確認 →第4章 P58 ハ	サイン整備・維持管理手続の考え方、手続全体の 流れ、方法を確認します。

01 はじめに

CHAPTER

第1章 はじめに

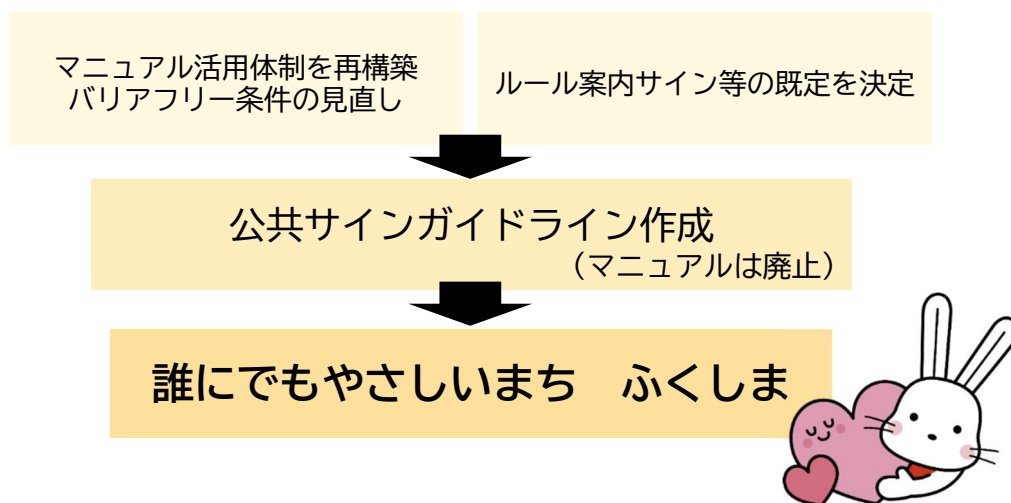
1-1. 背景と目的

本市では、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を目指して、「福島市バリアフリーマスタープラン（計画期間：令和3～7年度）」と、中心市街地と飯坂温泉地区における「福島市バリアフリー基本構想（計画期間：令和5～9年度）」を策定しています（以下「基本構想」という）。

基本構想策定にあたって実施したまち歩き点検では、個々のサインのデザインが統一されていないため分かりにくい等の課題が浮き彫りとなりました。また、ユニバーサルデザインの視点からもサインの在り方を再度見直す必要があるとの考えから、基本構想のその他の特定事業として、分かりやすいサインガイドラインの作成を位置づけました。

本市では、「歩行者案内整備マニュアル（平成10年作成）」（以下マニュアルという）が定められていますが、形骸化して十分に活用されていない状況や、当時のマニュアルには、ルール案内サイン等に関する規定が定められていないこと等の課題も踏まえ、目的や環境に応じたサイン設置基準の再構築を図ることとしました。

デジタル社会が進む中でも、デジタルとアナログそれぞれのアプローチから情報を補完し合うことで、誰もが安心して行動できる環境を整備し、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現を図ります。



◆現状と対応方針

【現状①】

- ・デザインに統一性がなく混乱する



→直感的に判断しやすく統一的なデザインとします。

【現状②】

- ・情報量が多くて分かりにくい
- ・観光情報等の必要な情報が見つかりにくい



→情報量を取捨選択し、ピクトグラム等分かりやすい表示に努めます。
街の魅力が伝えられる情報提供を検討します。

【現状③】

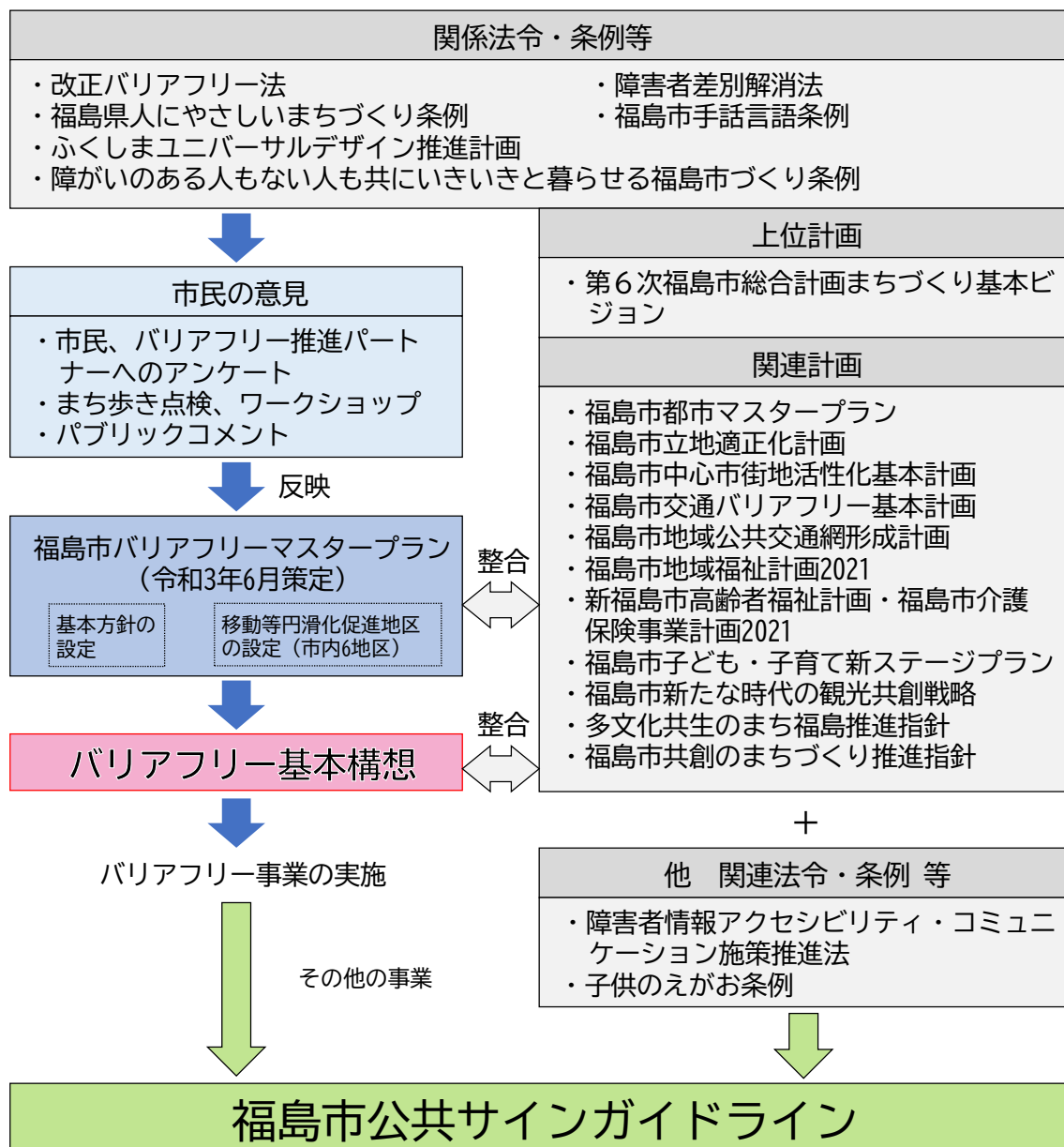
- ・バリアフリーの観点で配置されていない
- ・限られた方向からでないとサインが発見できない



→バリアフリーの観点で整備されるよう基準を見直します。
パネルや裏面の活用等、多角度から見つけれられる計画とします。

◆ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、基本構想のその他の特定事業として作成されています。
『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現に向けて、関連事業との整合を図りながら整備していきます。

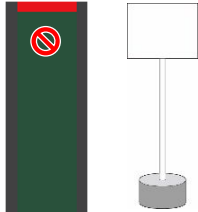
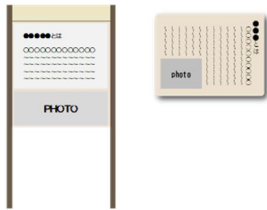
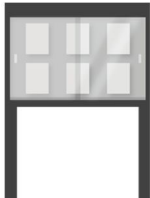
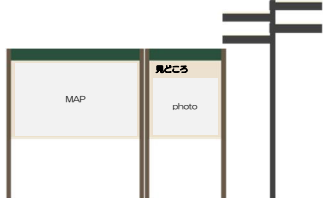


1-2. 公共サインとは

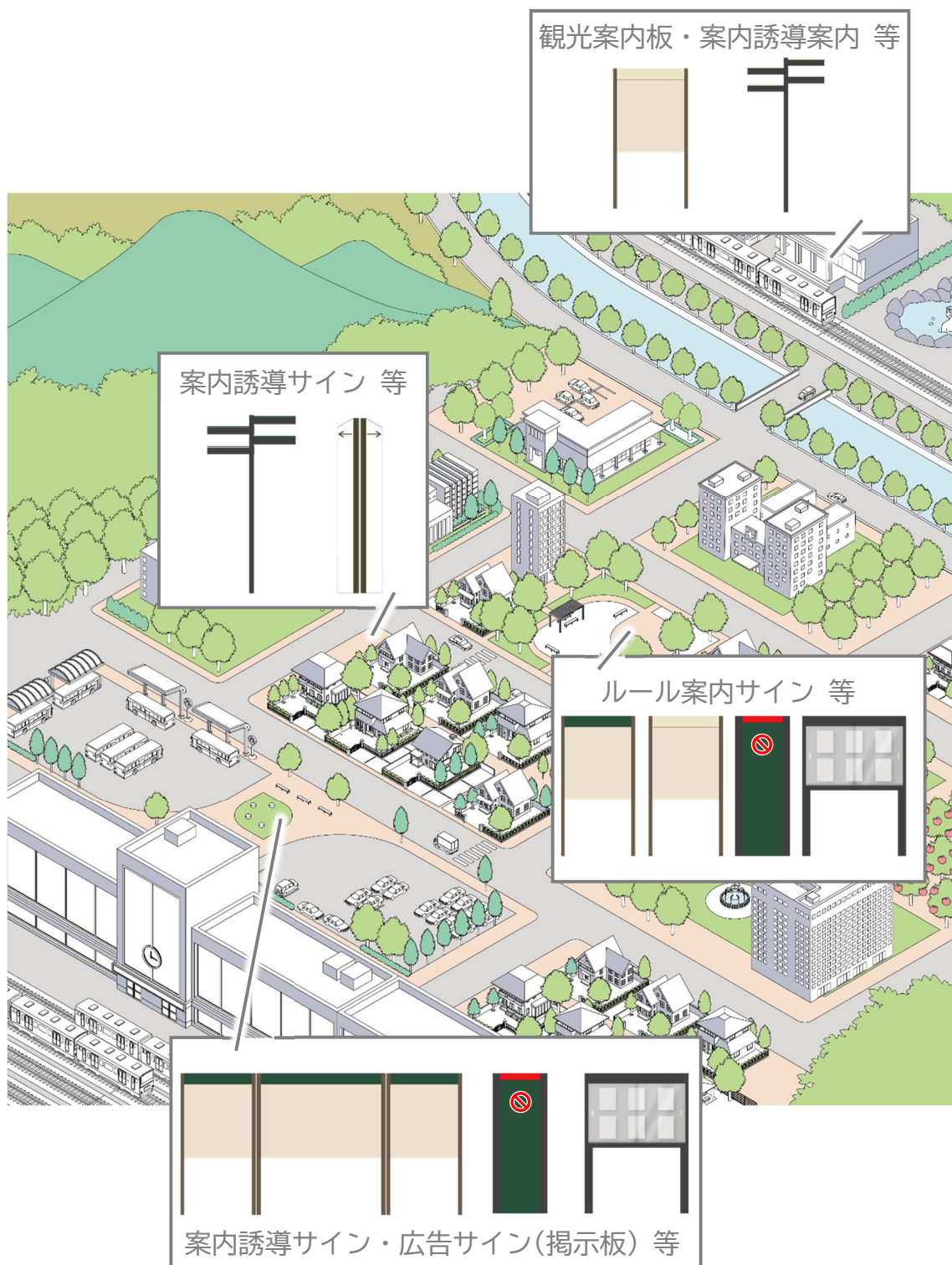
不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、主に公的機関※が公共空間に設置するもののことを指します。

※国、都道府県、市区町村、公共交通事業者、公共施設管理者 等

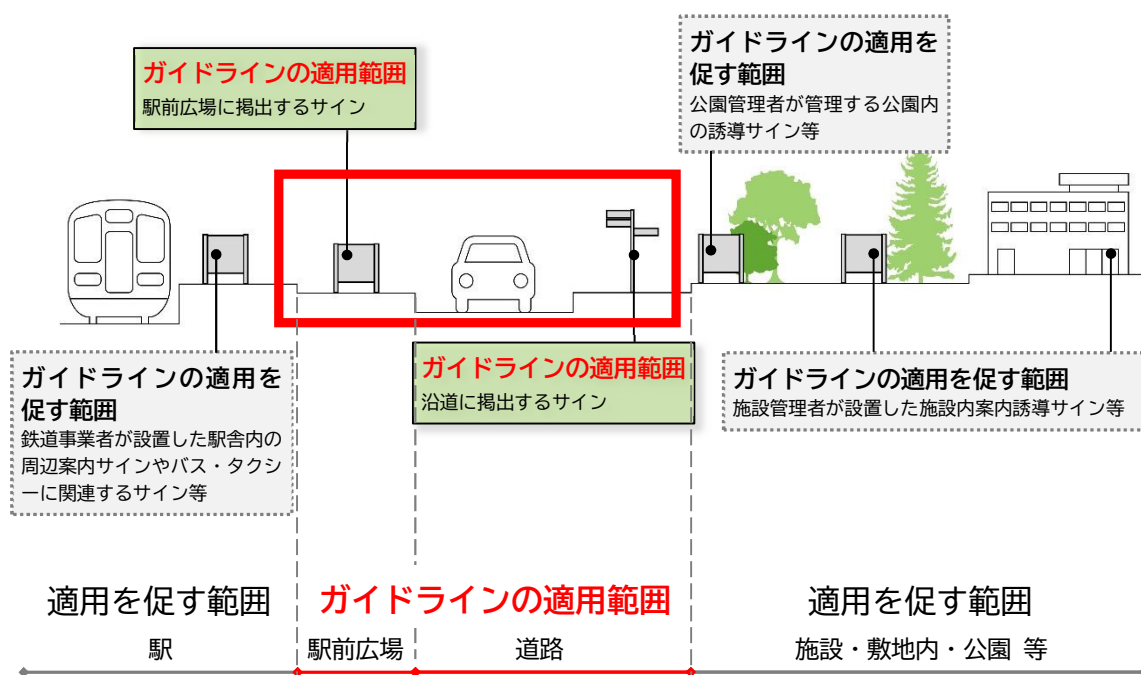
◆公共サインの種類

案内誘導サイン	・ 地図等を用いて当該地区周辺の事物の所在を示すもの ・ 矢印等で方向を示し、目的の場所へ誘導するもの	
ルール案内サイン	・ その地区や周辺のルールについて示すもの	
説明サイン	・ 観光施設や文化財に関する説明を示すもの	
広告サイン (掲示板)	・ その地域の広告や広報等を掲示するもの	
観光案内板	・ 観光案内に関する情報等を示すもの	
×本ガイドライン 適用対象外	・ 道路標識令に基づいて設置されているもの ・ その他法令等に基づいて設置されているもの	

1-3. 適用イメージ



◆適用対象範囲



ガイドラインの適用範囲

→本ガイドラインをすべて適用します。

ガイドラインの適用を促す範囲

→ユニバーサルデザインの観点による表示レイアウトや多言語表記等、見やすく分かりやすいサインとなるよう、本ガイドラインを参考としたサインの整備を推奨します。

【適用対象外】

- ・道路管理者および交通管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- ・その他法令により設置が定められているサイン

【その他】

- ・他の公共的団体や民間事業者へ公共サインガイドラインの普及を図るとともに、福島市バリアフリー推進協議会に参画する国、県については、案内誘導サイン等の整備にあたって、本ガイドラインを踏まえた整備がなされるよう、連携・協力を行うものとします。

1-4. 整備テーマと手法

『誰にでもやさしいまち ふくしま』の実現に向けた公共サインを整備するにあたって、街に必要なサインとはなにか、デジタル社会での公共サインのあり方について検討しました。アナログサインが持つ優位性と機能性を活かして、次の3つをテーマとして整備していきます。

1 日常をサポートする

◎暮らしやすいまちのサイン

必要な情報が直感的にわかるもの・ルールに関する情報等
市民にとって暮らしやすい情報を伝えます。

2 まちの魅力を伝える

◎情報発信と情報“発見”

ふくしまを訪れた人に対して情報発信をする役割であり
地域住民にとっても発見となる情報を伝えます。

3 非常時を支える

◎まちの安心サイン

防災情報やバリアフリー情報、現在地がすぐに分かる情報等
非常時に安心材料となる情報を伝えます。

1. 日常をサポートする



誰もが暮らしやすいまちの実現に向けて、次のことに気を付けます。

- ✓ 伝わりやすい
- ✓ 直感的に判断できる
- ✓ 必要な情報がすぐに見つけられる

また、ルールに関する情報なども的確に示す一方で、多様な人々にとって最適な共生社会を目指します。

◆対象となるサインの種類（例）



案内誘導サイン



ルール案内サイン

◆『日常をサポートする』ために（例）

- ・多言語表記やピクトグラムで情報を伝えます。
→ピクトグラムで表記できるものはピクトグラムを使用し、直感的に情報が分かるような案内誘導サインやルール案内サインを整備します。

2. まちの魅力を伝える



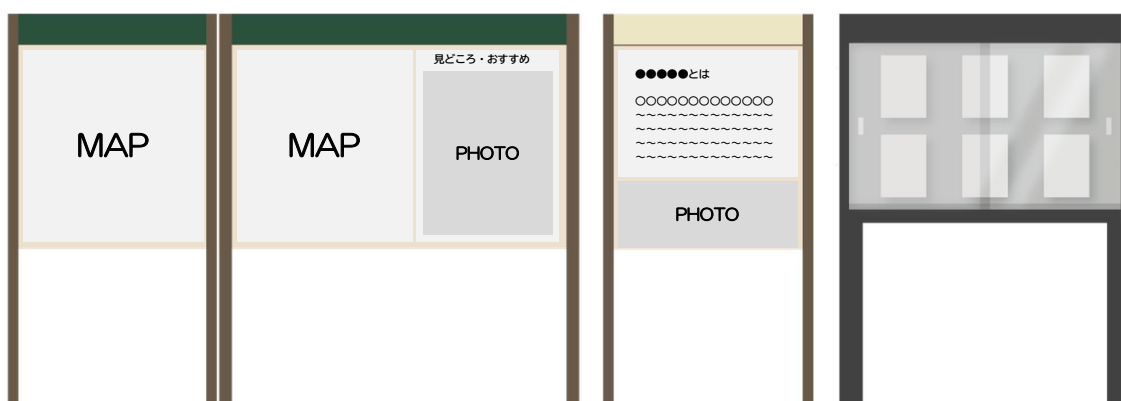
まちの魅力を伝えるサインとして、次のことに気を付けます。

- ✓ 案内誘導サイン（地図等）から観光情報が分かる
- ✓ 観光地へのアクセス方法が選択できる
- ✓ 魅力が伝わる

まちや観光地の魅力を感じてもらえるデザインを示すことで、交流人口を増やし、まちをより一層活性化させていきます。

市民にとっても普段訪れない場所の魅力を伝え、地域活性化を期待します。

◆対象となるサインの種類（例）



案内誘導サイン・観光案内板

説明サイン

広告サイン(掲示板)

◆『まちの魅力を伝える』ために（例）

- ・観光客や来訪者がアクセス方法を選べる環境を整えます。
→電車やバス、シェアサイクルなど、自分たちで選んでふくしまを楽しめるように、設置場所の案内等の整備をします。
- ・地域のイベント情報などが分かるような情報を示します。
→地域のイベントや季節のイベント等の広告を示すことで、観光アピールに加え、地域の人たちへのお知らせとなる情報を掲示します。

3. 非常時を支える



非常時を支えるために、次のことに気を付けます。

- ✓ 日常から防災を意識できる
- ✓ 慣れない環境でも判断できる

日常的に公共サインの中で目に触れてもらうことで、平常時から防災意識をもってもらえるようにします。また、来訪者等慣れない環境における非常時でも落ち着いて行動することができるように、安心材料となる情報を伝えます。

◆対象となるサインの種類（例）



◆『非常時を支える』ために（例）

- ・ 防災情報について日常的に目に着くよう情報を伝えます。
→案内誘導サインである地図に避難所の位置を示すことで、日常生活から防災を意識できるような情報を掲示します。
- ・ 誰もが慌てず行動できるような情報を伝えます。
→ピクトグラムで避難所やバリアフリー対応可能な避難施設の位置を掲示することで不慣れな土地や状況でも慌てず行動できる情報を掲示します。

1-4-1. 色を活用した整備

サインの設置にあたって、地域別にアクセントカラーを決定します。地域の状況や環境に合わせたカラーを設定することによって、地域一体となった街並みを創出することができます。アクセントカラーの決定については、地区の基本構想策定時など、地域住民等関係者の意見を踏まえながら決定していきます。

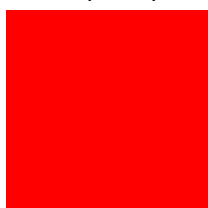
◆アクセントカラー

アクセントカラーは、ルール案内サインと、モデル地区として中心市街地、飯坂温泉地区について設定します。施設で独自のコンセプトが設定されている場合や歴史的建造物等、独自性を尊重する必要がある場合には、この限りではありません。

ルール案内サイン

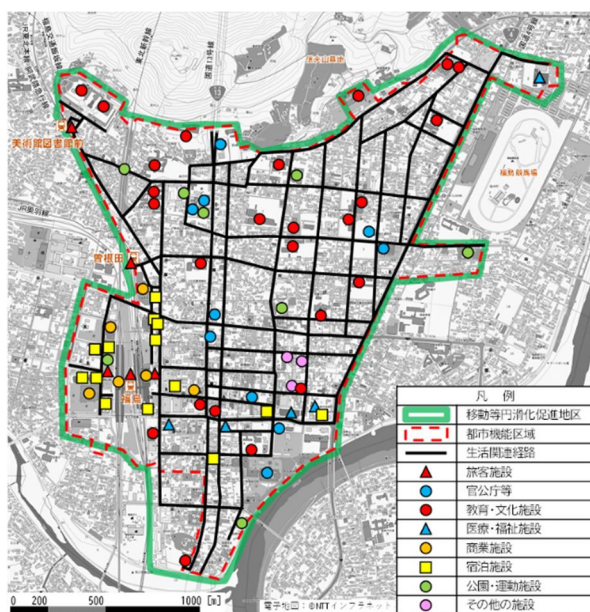
#FF0000

CYMK:0, 100, 100, 0



--アクセントカラーモデル地区について--

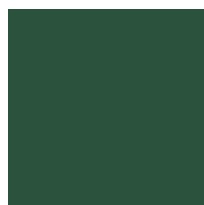
福島市バリアフリーマスタープランで移動等円滑化促進地区に指定し、バリアフリー基本構想を策定した2地区についてアクセントカラー適用のモデル地区として指定し、使用の対象範囲とします。



中心市街地
(ベース)

#2A523C

CYMK:48, 0, 27, 68



中心市街地
(ポイント)

#F4AECF

CYMK:0, 28, 15, 4

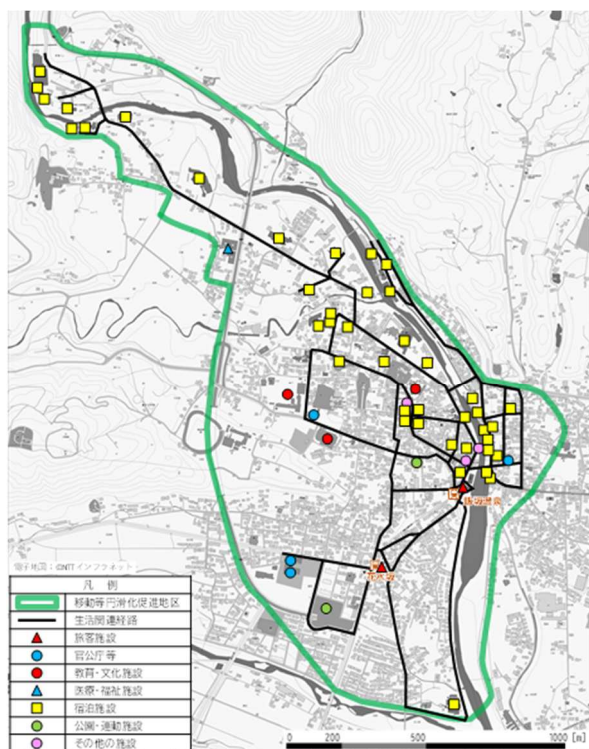


色と共に市の花「モモ」
のデザインイメージをポ
イントで入れること

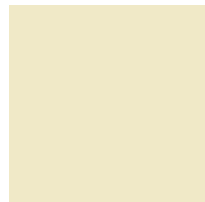
(参考デザイン)



出典：福島市 福島市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)令和3年6月



飯坂温泉地区
#F0E9C7
CMYK:0, 3, 17, 6

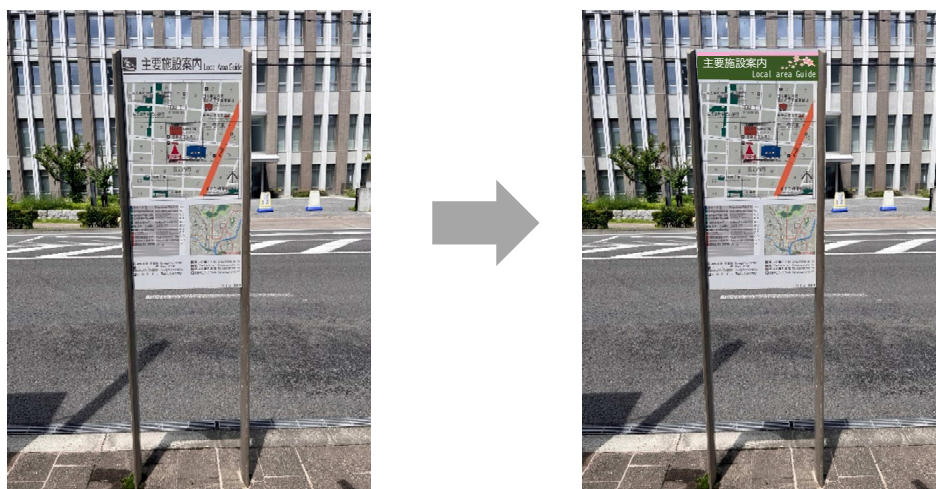


出典：福島市 福島市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)令和3年6月

◆積雪地域としての色の効果

積雪地域である福島市において、アクセントカラーを用いることでサインの視認性を向上させ、歩行者の通行の安全性を確保します。

アクセントカラー設置のイメージ図



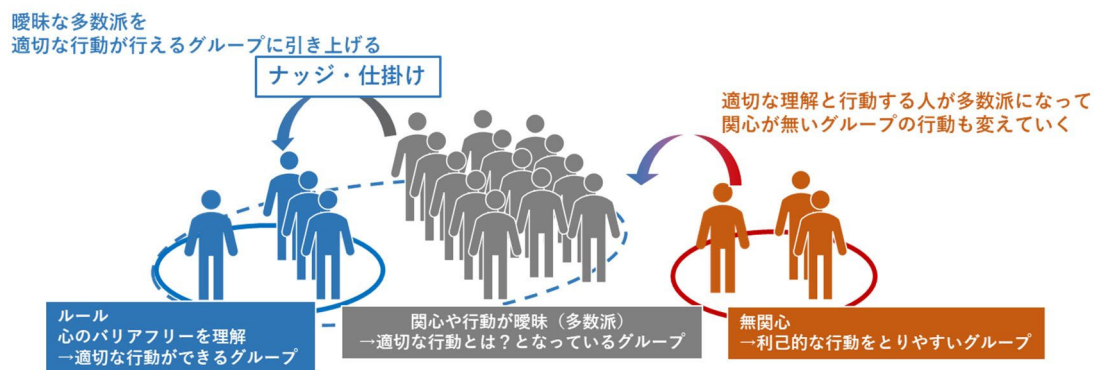
1-4-2. 行動経済学を活用した整備

整備テーマに加え、『誰にでもやさしいまち ふくしま』として共生社会を推進していくため、行動経済学の一概念として知られている、『ナッジ理論』を用いた手法も検討していきます。ナッジ理論を活用して、相手に強制することなく最適な行動を導き、誰もが過ごしやすい共生空間の創出を目指します。

◆ナッジ理論

強制することなく、自発的な行動変容を促す仕掛けをすること。

“人々の行動をそっと後押しする”



ナッジ理論を用いた参考事例

～路上駐輪を減らす取組み～



従来の駐輪禁止
(イメージ)



駐輪場の場所をお知らせ
禁止ではなく“誘導”

+

適切でない場所に駐輪することで生じる
マイナス面を強調して適切な行動を促す

02

共通基準



CHAPTER

第2章 共通基準

◆サイン整備の基本的な考え方

- ・情報量は取捨選択し、誰もが直感的に理解できるもの
- ・ユニバーサルデザイン、バリアフリー、情報アクセシビリティの視点
- ・ピクトグラムを活用し、文字情報は必要最低限
- ・多言語表記等インバウンド対応を考慮
- ・案内配置や情報を来訪者視点で適切に示し、安心して利用できるもの
- ・シンプルなデザインを基本として、統一性のある色彩やデザイン
- ・二次元コード等の ICT 技術の積極的導入により効果的な情報提供の実現

これらをもって整備テーマとする『日常をサポートする』、『まちの魅力を伝える』、『非常時を支える』ことができる公共サインを実現します。

基本的な考え方に基づき、次の 10 項目について共通基準を設けます。

◆共通基準項目分類一覧



2-1. フォント

サインに使用する書体は全ての人に見やすく分かりやすいものになるよう、視認性や可読性が優れている、ユニバーサルデザインに配慮されたフォントを使用します。

歴史資源の説明等においてはこの限りではなく、サインの個性を優先することも可能です。ただし、可読性に配慮したものを選定してください。

・和文書体、中国語、韓国語

ゴシック系のフォントを基本の書体とし、分かりやすく視認性に優れたユニバーサルデザインフォントを用いることを基本とします。

・英文（アルファベット）

数字を含むアルファベットについては、ゴシック系の和文書体との調和に配慮した、飾りや装飾を持たないサンセリフ書体を用いることを基本とします。

ただし、歴史資源の説明等に楷書体等を用いる場合はセリフ書体とします。

◆セリフ体とサンセリフ体の違い



文字の書体（例1）

[和文]UD 新ゴ M
[英文]Clarimo UD PE
(モリサワ)



文字の書体（例2）

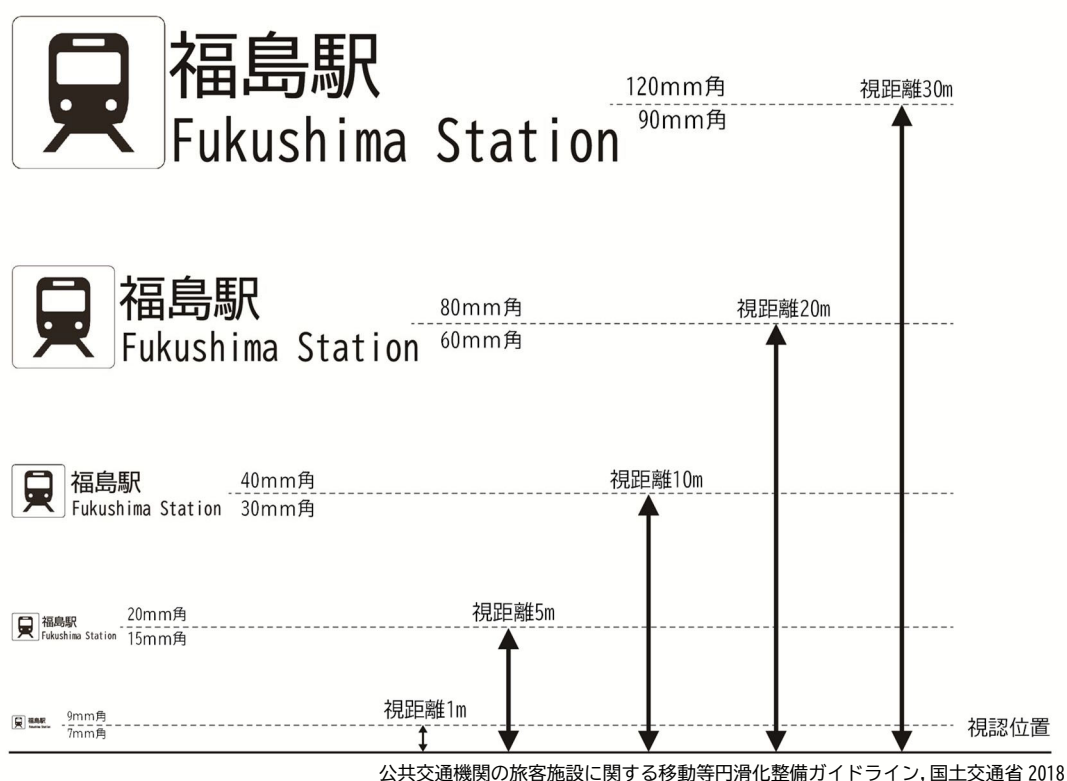
[和文]UD 新丸ゴ M
[英文]Clarimo UD PE
(モリサワ)

※その他の表示例については、P69 に掲載しています。

2-2. 文字の大きさ

文字の可読性は書体や表現方法、周辺環境等の様々な条件によって変化します。誰にでも判読しやすいように、視距離に応じた文字サイズを設定します。

◆文字の大きさの選択の目安



遠くから視認する案内誘導サインなどは 20～30m以上、近くから視認する自立型等の案内誘導サインなどは 4～5m以下、案内サインの見出しなどは 10m程度に視距離を設定することが一般的と言われています。それぞれの視距離から判読できるために有効な文字の大きさを設定します。

また、文字の割付については標準書体で表記することを原則とします。表示スペースが足りない場合には、表記を2段にする等の工夫をし、なるべく文字の長体化は避けることとします。やむを得ない場合には、長体化も可能としますが、文字のデザインが崩れて可読性が損なわれないように留意します。

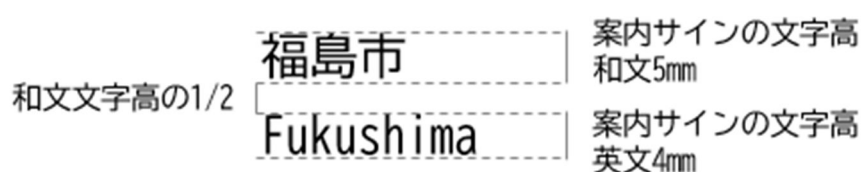
なお文字高とは、和文では「木」の高さ、英文では「E」の高さを言います。



<参考>

近くで立ち止まって確認することが想定される地図表示等には、次のような文字サイズも参考としてください。

視距離 50cm を想定し、旅客施設ガイドラインの視距離 1～2m の文字高の約 1/2 の大きさ（和文文字高：5mm 以上、英文文字高：4mm 以上）が望ましいです。また表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示すると良いです。



	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0 mm	10.5 mm	8.0 mm	凡例部
特大サイズ	-	18.0 mm	14.0 mm	県名、市名等、郡名、区名等（図中に境界があった場合）
大サイズ	21.0 mm	9.0 mm	7.0 mm	案内状、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5 mm	7.0 mm	5.5 mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、踏切等
中小サイズ	-	-	5.0 mm	町名※、丁目※
小サイズ	12.0 mm	5.0 mm	4.0 mm	番地※
				橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

※濃鼠色表示とする

出典：地図を用いた道路案内標識ガイドブックより追記，
国土交通省監修 道路保全技術センター発行 2003

2-3. ピクトグラム

ピクトグラム（ピクトグラフ：絵文字）は、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号のひとつで、国際的に通用する情報伝達手段です。これを理解するためには文字と同じくある程度の学習と慣れが必要で、形の完成度と共にその普及率や理解度も密接に関わってきます。そのため、ピクトグラム単独での使用は避け、文字も併用するように努めます。本ガイドラインでは、原則として国土交通省案内用図記号（JIS Z8210）、（公財）エコロジー・モビリティ財団標準案内用図記号を使用します（P70 参照）。

◆ピクトグラムの例



案内
Information



鉄道/鉄道駅
Railway/Railway station



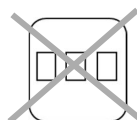
オストメイト用設備
/オストメイト
Facilities for Ostomy or Ostomate

◆注意事項

各施設が有するコーポレートマーク、トレードマークは一般的に抽象的な図案が多く、図案の示す概念・意味が一見して判読が難しいと考えられます。また認知の範囲が限定される可能性もあることから、公共サインへの表記は行わないものとします。



コーポレートマーク・トレードマークは使用しない



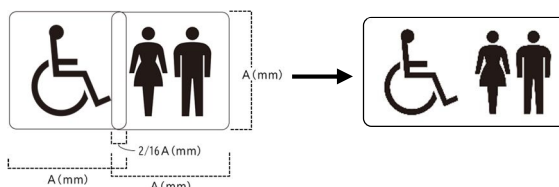
施設の利用形態、提供するサービスの種類を明示する

◆表示サイズ

英文文字高は、旅客施設ガイドラインに準じ、和文文字高の 3/4 程度。標準案内用図記号（ピクトグラム）は、英文の3倍の大きさとしします。また、ピクトグラムを組み合わせる場合は、ピクトグラムの大きさの 2/16 を重ね合わせて併記します。



ピクトグラムと文字の大きさ



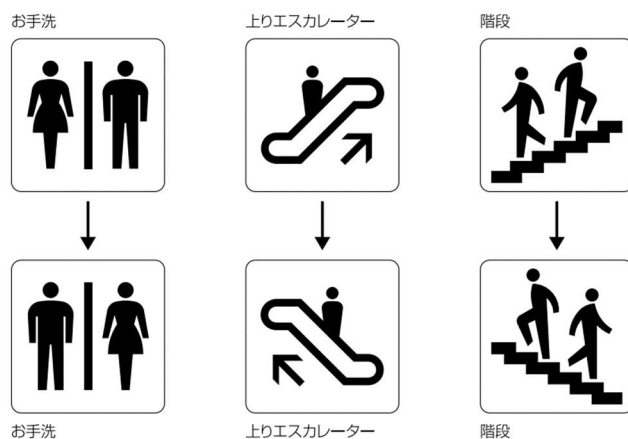
ピクトグラムを組み合わせる場合

地図を用いた道路案内標識ガイドブック, 国土交通省監修 道路保全技術センター発行 2003

◆ピクトグラムの変更・追加

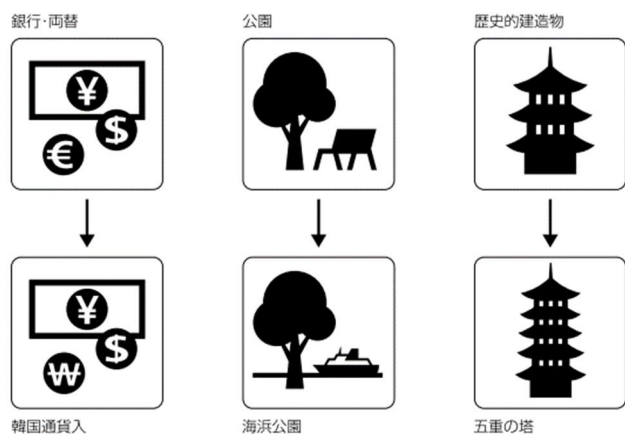
・左右の反転

図記号の向きが設備等の位置関係と矛盾する場合は、図形の左右を反転することができます。むやみに反転すると、元の図形と異なった印象を与えて、直感的に理解しにくくなる場合があることに留意します。



・図材の差し替え

JIS 規格で参考のピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で、図形を変更して用いることができます。また、JIS 案内用図記号に表記されていない施設のピクトグラムに関しては、必要に応じて、JIS 案内用図記号の考え方に沿って、開発することができます。



2-4. 矢印表記

利用者を目的地に誘導するための矢印記号は、JIS 規格のものをを使用することを基本とし、次のような基準のもと方向を示します。ただし、後方への誘導においては、下向き矢印を用いることは利用者が判断しにくいことから、JIS 規格を参考とした、下向きのU字矢印とします。



【直進/上る】



【くぐる/下る】



【左へ進む】



【右へ進む】



【左上/左前方】



【右上/右前方】



【左下へ】



【右下へ】

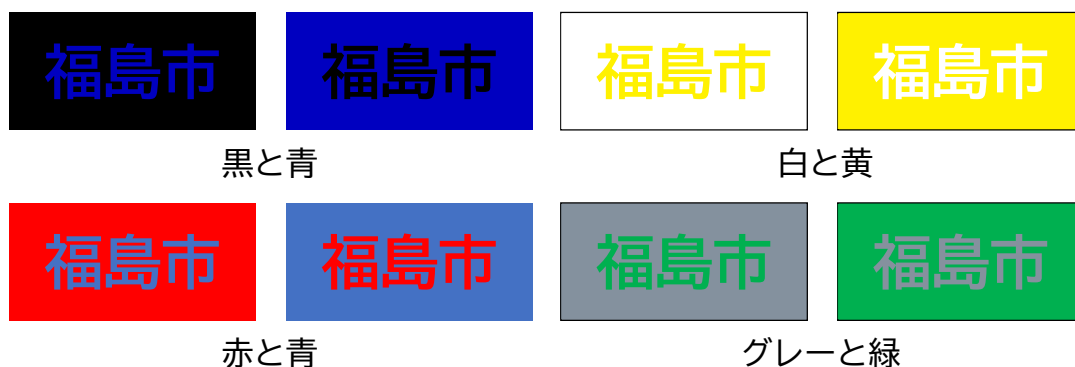


【後方/もどる】

2-5. 色彩

判読性は地と文字・図の色の組合せにおけるコントラスト（明度差）が大きいほど高くなります。また、同色でも暗い地に明るい文字を表示すると文字が膨張して見えるほか、白濁や視野狭窄の視覚障害がある人にとっても文字情報の周辺光がカットされ、より読みやすいことが知られています。

× 区別が付きにくい色の組合せは用いない（一例）



◆カラーユニバーサルデザイン

色による不都合を感じる人たちに配慮するため、「福島県カラーユニバーサルデザイン ガイドブック」の考え方に基づいて色の組み合わせを設定します。また、サインを検討する際には、カラーユニバーサルデザインチェックリストを活用して、確認してください（P82 資料 3-1. カラーユニバーサルデザインチェックリスト 参照）。

【図】色覚のタイプによる色の見え方

この冊子 での呼称	タイプ	錐体細胞			頻度 (男性)	色の見え方
		赤	緑	青		
一般色覚者	C 型	●	●	●	約 95%	
色弱者	P 型	—	●	●	約 1.5%	
	D 型	●	—	●	約 3.5%	
	T 型	●	●	—	約 0.001%	
	A 型	—	—	—	約 0.001%	

参考：福島県カラーユニバーサルデザイン ガイドブック

2-6. 多言語表記

◆日本語表記

- ・日本語は、国文法、現代かなづかいによる表示を原則とします。
※固有名詞については、この限りではありません
- ・地名や歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記します。
- ・表示内容を簡潔にするため、施設名称は必要に応じて簡略化します。

簡略化のルール

- ・明確に理解される範囲内で部分的に省略します。
(例) 福島市役所 → 市役所 等
- ・正式名称より理解される通称名・愛称名がある場合はそれを用います。
(例) 福島市体育館・武道場 → NCV ふくしまアリーナ 等
- ・略語を用いることが適当と考えられる場合はそれを用います。
(例) 駅：Sta. 通り：St. 山：Mt. 橋：Brdg. 等
- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はそれを用います。
(例) JR 等

◆外国語表記

- ・外国語表記は日本語に併記することを基本とします。
- ・主要な外国語表記は英語とし、交通起点などの外国人観光客の利用が多いと想定される場所等必要に応じて、中国語（簡体字）やハングルを併記することとします。
- ・英語表記は、原則的に英語とローマ字の組合せとなりますが、ローマ字は一般的なヘボン式を基本とします（次頁『ローマ字表記』参照）。

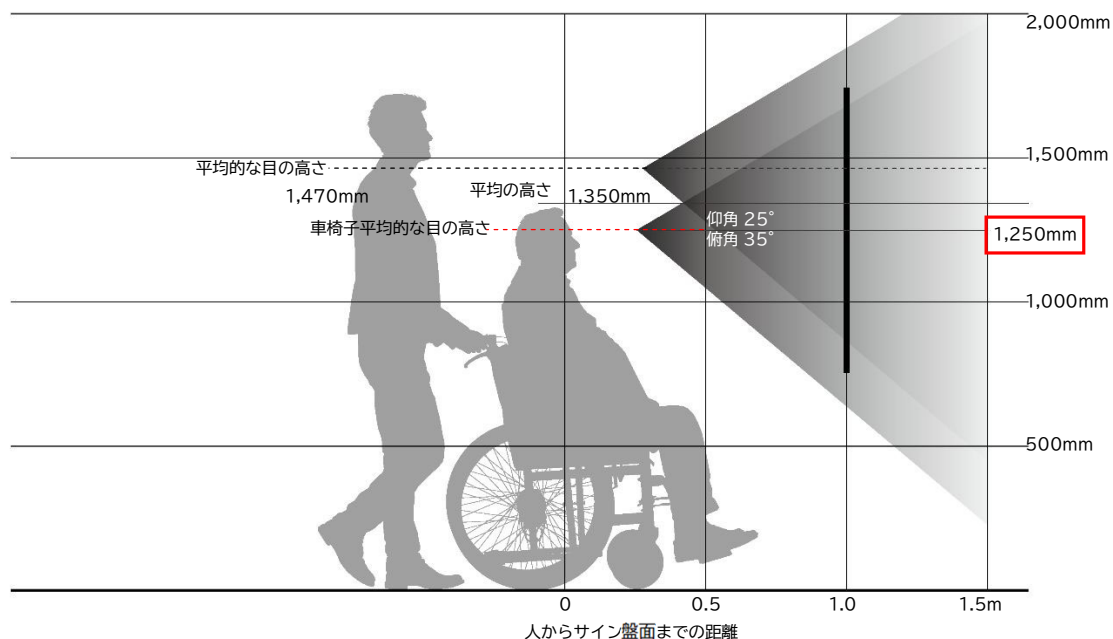
◆ローマ字表記

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ					wa				
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

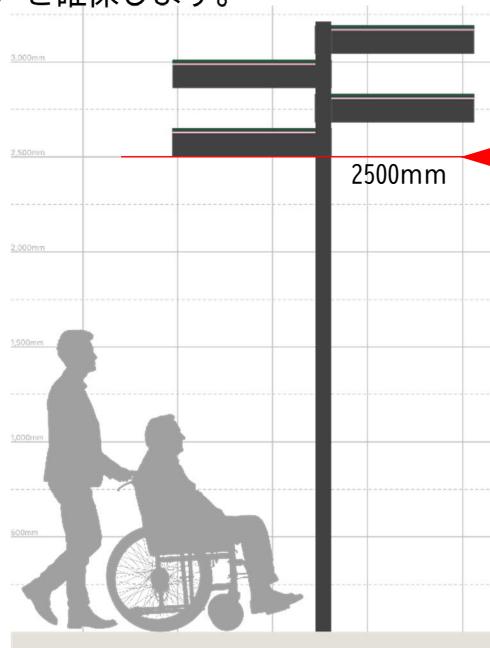
2-7. 表示面の掲出高さ

立位の利用者と車いす使用者が共通に見やすい範囲とするため、床面から表示面の中心までの高さは1,250mm程度を基本とします。

表示面の大きさは1m離れて表示面が見渡せる上下左右1,000mm程度に収まるサイズとします。



矢羽根型の誘導サインが歩行空間上に張り出す場合には、サインの下端を路面より2,500mm以上（歩道の建築限界）を確保します。



2-8. 照明デザイン

照明はサインの設置箇所の周辺環境や利用頻度等を考慮し、個別に検討した上で必要に応じて設置します。

次のことに留意してデザインして下さい。

◆情報の見やすさ

照明の効果が十分に得られ、情報を見やすくするための照明の設置位置は盤面の天端とします。

◆設置条件への対応

様々な設置条件に対応できるデザインとするため、独立型の照明は採用しないものとします。

◆軽快でシンプルなデザイン

景観に調和しやすいシンプルな照明デザインとするため、灯具およびその支柱はできる限りコンパクトにします。

2-9. 触知案内図および点字表示

触知案内図と同時に誘導ブロックでの誘導および音声案内装置を設置することとします。また、点字表示ははがれにくいものとします。

【以下参考】点字案内版の表示について

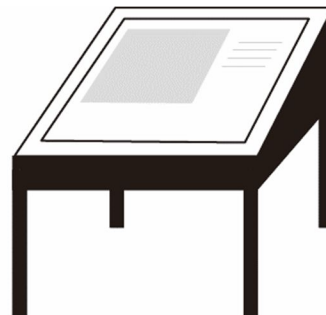
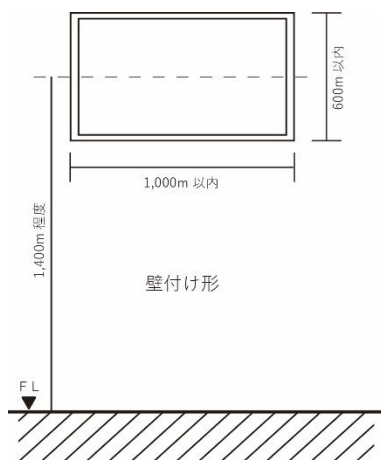
日本工業規格：JIS T0922：2007 に基づく触知案内図の表示方法

1) 触知案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1,000mm 以内、縦幅 600mm 以内とすることが望ましいです。

2) 触知案内図の設置位置

設置形で、床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から 1400mm 程度となる位置にします。ただし、床と水平、またはそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではありません。



【設置形触知案内図の形状例】

3) 線及び面などの触知記号

- a) 触知図形では、触読性によって容易に識別可能な線、面及び触知記号群を効果的に用いる必要があります。ただし、その種類が多すぎるなど、触読性を損なうことがないようにします。
- b) 建物の外径線、視覚障害者誘導用ブロック、公園の園路、車道など、触知図形で種類の異なる設備等を線で表示する場合には、直線及び点線等、そ

の違いを容易に識別可能にします。

- c) 建物内の利用できない箇所、公園の芝生及び池など、触知図形で面を領域となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いる等領域内を識別可能にします。

5) 点字表示

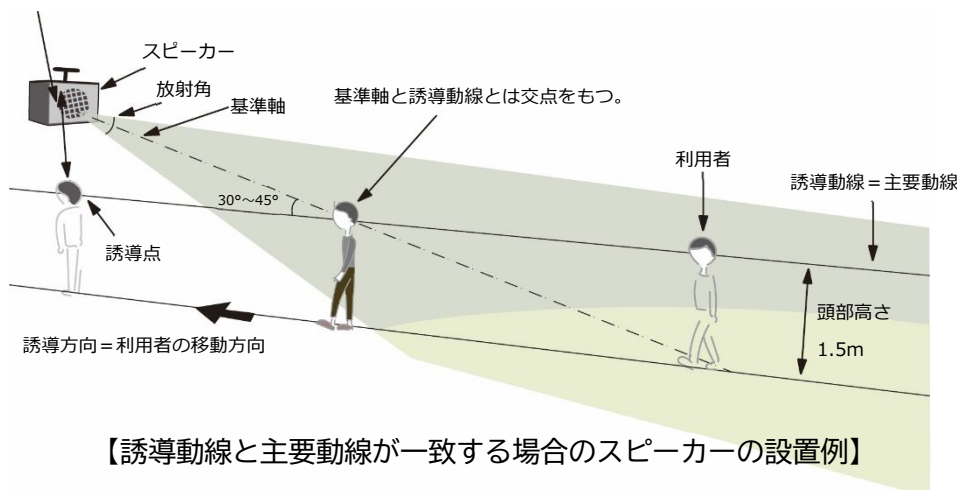
- a) 触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにします。
- b) 点字表示は、触知案内板の横軸方向と平行に表示することが望ましいです。やむを得ず傾斜する場合も、角度の大きな傾斜は避けます。
- c) 広い箇所を説明する点字は、その領域内に書かなければなりません。また、引き出し線は、用いないことが望ましいです。
- d) 触知記号を説明する点字はできるだけ近い位置に配置することが望ましいです。ただし、点字の読み取りに支障がないよう 5mm 程度の間隔を取ることが望ましいです。
- e) 墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示することができます。例) “現在位置” → “現在地”
- f) 点字表示の表記方法は正しく行います。
(日本点字委員会が発行する、日本点字表記法を参考としてください)

2-10. 音響案内

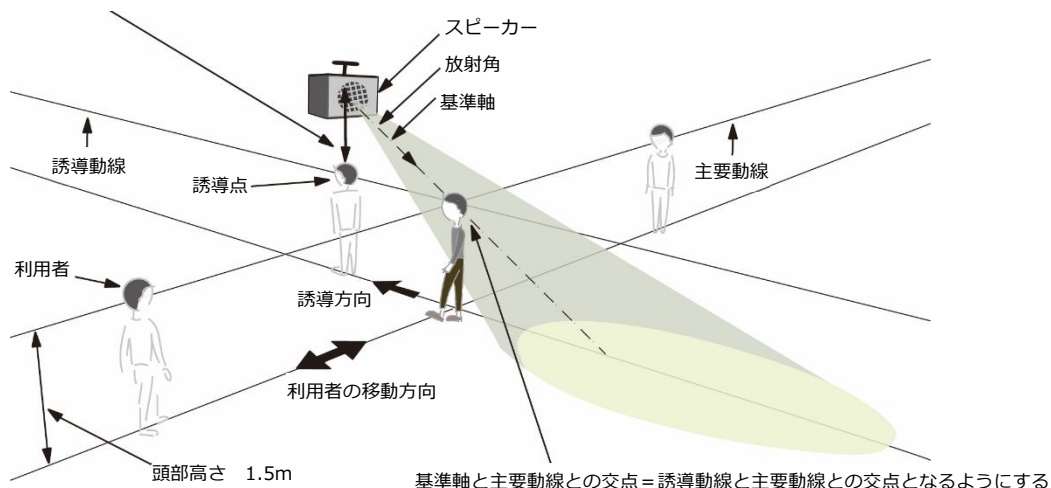
利用者の移動支援および安全性を高めることを目的として設置することがより望ましい整備といえます。移動および施設利用にかかわる誘導や、注意喚起、位置等の周辺環境の情報を利用者に知らせるためのものです。非常ベルの音など生命の安全を確保するための警報を目的とする音は含みません。

音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な経路に向けて流します。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとしします。

スピーカーの設置位置は、誘導点直上の歩行路面から 2.4m 以上 3.0m 以下、又は直下の歩行路面から 0.8m 以下の高さとする。



スピーカーの設置位置は、誘導点直上の歩行路面から 2.4m 以上 3.0m 以下、又は直下の歩行路面から 0.8m 以下の高さとする。



2-11. デジタル対応

デジタル技術の進展によって、アナログサインに求められる機能も様変わりしています。来訪者がインターネットやその他のデジタル情報ツールによって事前に情報を得ている場合には、案内する場所のアナログサインは必要最低限の情報の提供で効果を発揮できます。

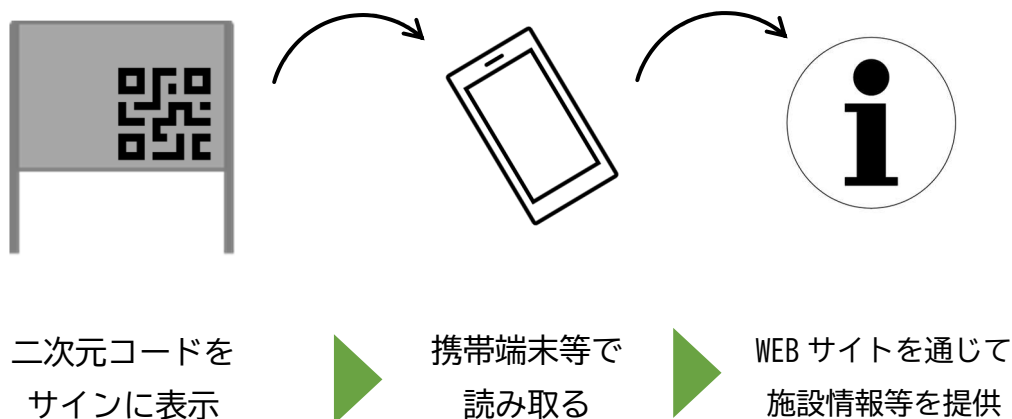
そのため、アナログサインに表示する情報については、様々なメディアツールとの連携に努め、役割分担を意識する必要があります。搭載する情報の内容・表示等について整合を図りながら、効率的かつ正確な誘導案内の提供に努めます。

◆二次元コードの活用

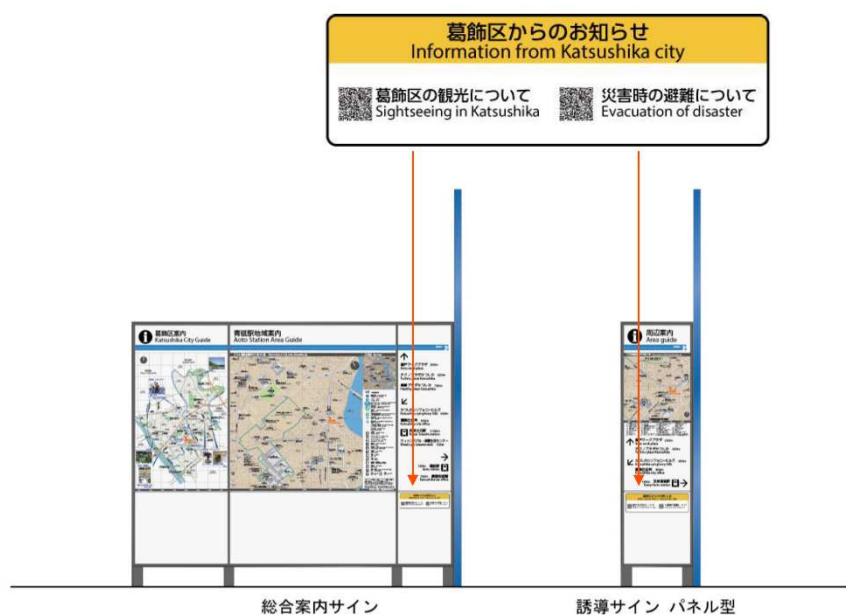
利用者が携帯端末等を利用して関連情報にアクセスする等を想定し、盤面に URL や検索ワード、二次元コード等を表示し、必要十分な情報提供を行うことが望ましい整備です。WEB サイト等を通じて情報提供を行う場合は、以下の点に留意します。

- ・ 二次元コードは利用者がスマートフォン等で読み取れる大きさとし、配置の高さに気を付けます。
- ・ 提供する情報のメンテナンスが確実に行われるような体制を整備します。
- ・ 高齢者、障がい者、来訪者にも情報が伝わるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したものとします。

【二次元コードを活用した情報提供イメージ】



【参考：二次元コードの表示位置と表示例】



出典：葛飾区「葛飾区公共サインガイドライン」（令和2年）

案内サイン設置の際は、二次元コードによる誘導施設の案内情報表示や地域情報提供を積極的に行うものとします。

ただし、標準仕様で得られる情報だけで十分な案内誘導機能を果たすことが基本であり、携帯端末によって得られる情報は付加的な位置づけとします。

◆デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、画面の表示を容易に変更することができるため、より多くの情報発信や季節・時期に応じた情報発信が可能になります。一方で、設置やメンテナンスにコストがかかるため、設置の必要性などを十分に考慮して検討する必要があります。

デジタルサイネージを活用する場合には、以下の点に留意します。

- ・内容の選定や文字サイズ等の情報が伝わりやすいものとします。
- ・色彩は、過剰な印象を与える配色や蛍光色等の使用を控えます。
- ・デザインは周辺の景観との調和を図ることとします。
- ・夜間に光害や騒音とならないように配慮します。

03

公共サイン種類別基準

CHAPTER



3-1 案内誘導サイン基準



第3章 公共サイン種類別基準

3-1. 案内誘導サイン基準

- ・ 地図等を用いて当該地区周辺の事物の所在を示すもの
 - ・ 矢印等で方向を示し、目的の場所へ誘導するもの
- フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-1-1. 案内誘導サインの種類

① 広域案内サイン

市域、又は地域全体の構造として、特徴となる自然地や交通網、観光地等を把握するための地図とします。地域案内地図等と併せて掲載し位置関係が伝わるよう活用します。

② 地域案内サイン

目的地までのルートを把握するための地図とします。目的地まで向かう手掛かりとして通り名やランドマークを用いて示します。

③ 周辺案内サイン

利用者が地理を理解し目的地までのルートの把握を支援するための地図です。

④ 拠点案内サイン

地図を簡略化して概念的に表現し、移動する方向の道路沿いの施設や交差する道路等を表示することで目的地までのルートを把握するための地図です。

⑤ 誘導案内サイン

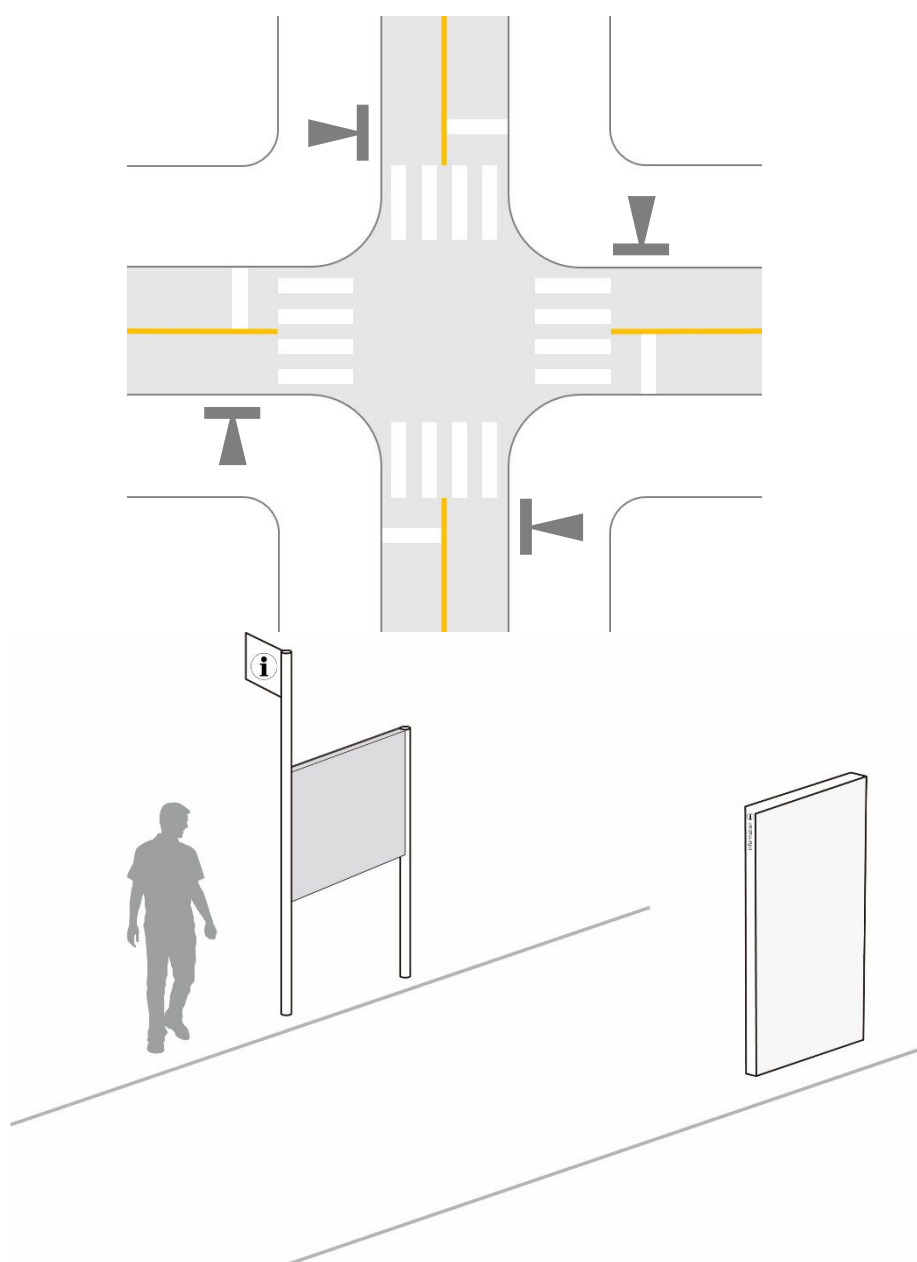
誘導経路となる歩行動線のうち、交差点付近などの分岐点に設置する案内誘導サインです。

3-1-2. 配置計画

ドライバーや歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

円滑な移動を妨げないように留意するとともに、道路管理上の支障にならない場所に設置します。また、案内誘導サインは利用者が立ち止まって確認することを想定し、人溜まりができて他の歩行者等の妨げにならない場所を選定します。

◆配置位置および配置の向き（例）

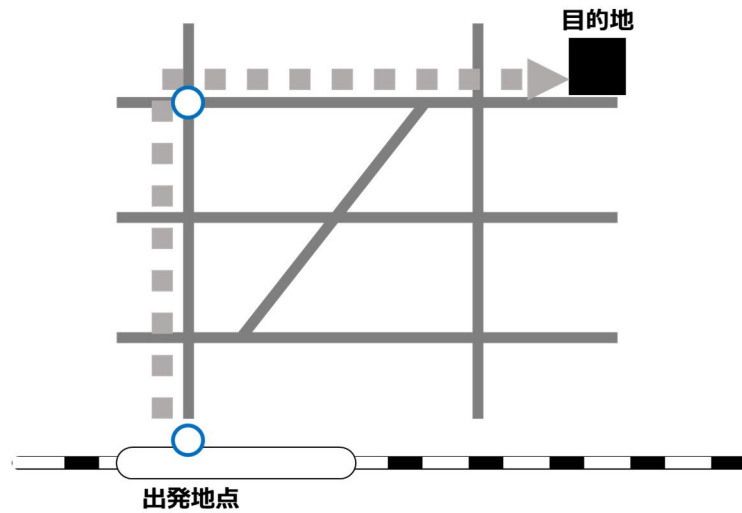


◆ルートの設定

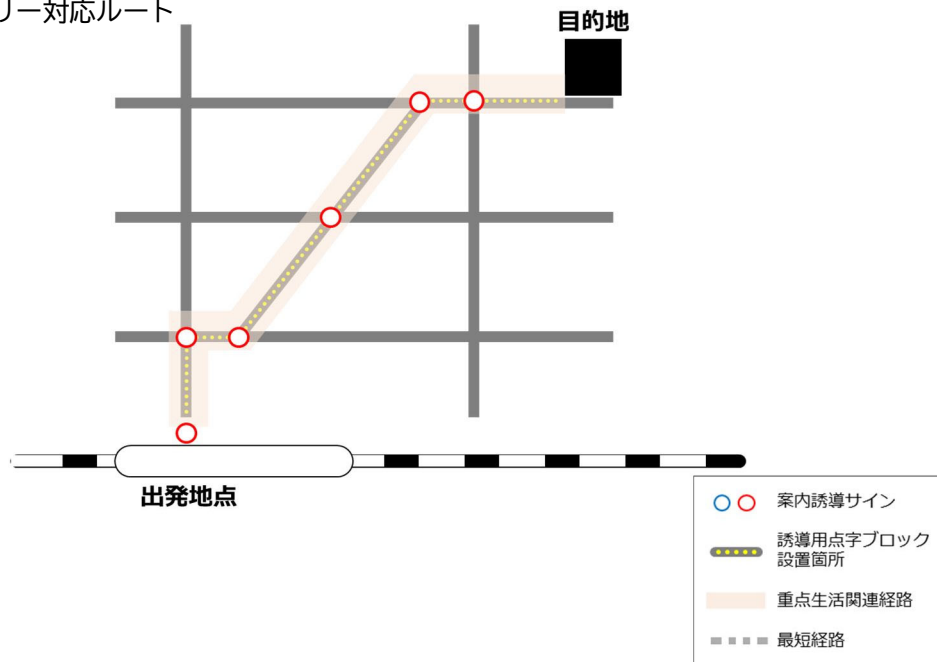
起点となる駅から目的地まで、原則として最短ルートまたはわかりやすいルートを設定します。

ただし、基本構想において、重要生活関連経路に指定されている場合には、歩行者の安全で円滑な移動が確保される区間として、優先的な誘導ルートとして設定します。

◆最短経路



◆バリアフリー対応ルート



3-1-3. 表記基準

① 広域案内サイン

市域全体の概要や目的地までの距離や位置関係、移動手段等が確認できるような市域全体の情報を提供します。



② 地域案内サイン

移動の拠点となるような場所において、概ね2～5km四方の範囲の案内情報を提供します。駅周辺の商業系地区においては、利便性・回遊性の向上を図ることを考慮して、配置情報や表示内容を検討します。



③ 周辺案内サイン

関連する施設や近隣の施設等、周辺施設の位置やアクセス経路の詳細な情報を提供します。掲出範囲は現在地を中心とした1km四方を目安とします。



④ 拠点案内サイン

地域・周辺・拠点案内の相互を補完し、地域案内で案内する主要施設の方向と距離の情報を提供します。



⑤ 誘導案内サイン

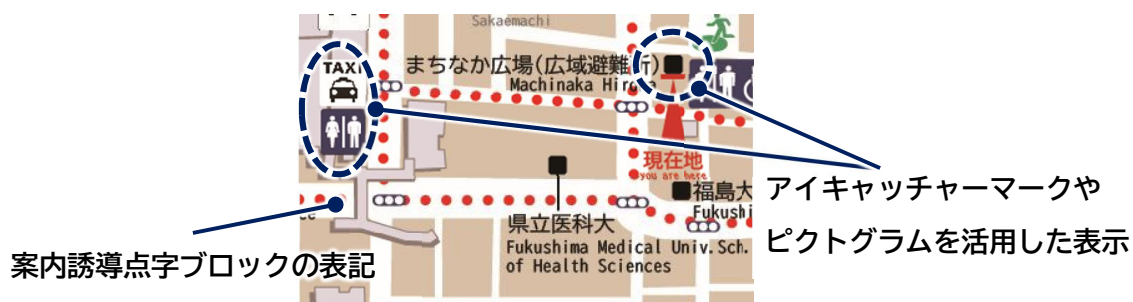
目的の場所に誘導するため、矢印で方向を指し、目的地名や距離を示します。表示内容は、公共施設等とします。



◆案内誘導サイン（地図）の表記基準

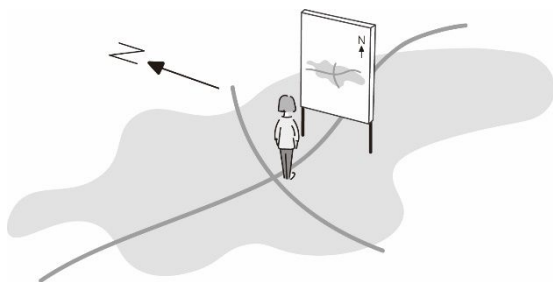
伝わりやすい地図表記にするため、地図内においてもピクトグラムを使用するなど、シンプルなデザインとします。ピクトグラムのない施設については、視認性を高めるためにアイキャッチャーマークとしてドット（■）を用います。

バリアフリー対応ルートとして、案内誘導点字ブロックが整備されている経路を表示することとします。また、案内誘導サインに示す際には、凹凸をつけ、触知図として容易に識別できるようにすることが望ましいです。

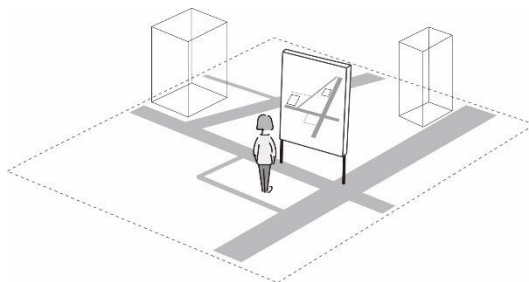


地図図面の表示方向については、地図の種類によって向きを変更します。広域案内地図については、都市の構造を示す総合的な情報となるため、北が上となるように記載します。広域地図以外の案内地図については、設置位置と地図の方向を整合した表示とします。

広域案内地図

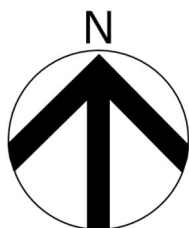


地域・周辺・拠点案内地図

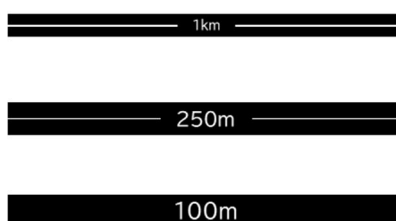


利用者に対し地図の方向を示すため、ノースマークを表示します。また、ノースマークに合わせて距離感を把握するためスケールも併せて表示します。

■ノースマーク



■スケール



・表示することが望ましい情報

		地図に表示する一般的情報	ベースマップ	ピクトグラム等	名称
ベース図	地形・地盤	山、河川、湖、池 等	○		○
		道路	○	 (国道のみ)	
	道路	歩道	○		
		歩行者専用道路 等	○		
		ペデストリアンデッキ、横断歩道橋	○		
		地下横断歩道、階段部	○		
		横断歩道	○		
		インターチェンジ	○		
		交差点（信号機）	○		
		有名な橋、トンネル等	○		○
	交通施設	鉄軌道路線	○		○
		鉄軌道駅			○
		バスターミナル			
		タクシー乗り場			
		駐輪場			
		シェアサイクル			○
施設	公共（公共的）施設	観光案内所			
		官公庁	○		○
		警察署			○（本署のみ）
		交番			○（交番/Police Office）
		郵便局			○（郵便局/Post Office）
		消防署			○（消防署/Fire Department）
		病院	○		○
		学校	○		○
		体育館			○
		公民館、図書館 等			○
		大規模な公園 等			○
		美術館、博物館、文化会館、劇場 等			○
	名所・旧跡	神社、仏閣、寺院、史跡			
	宿泊施設 商業施設	大規模なホテルおよび旅館			
		大規模なデパート・スーパーマーケット			
		銀行・信用金庫（ランドマークとなるもの）			
	その他	避難場所	○		
		公衆トイレ			
		喫煙場所			
バリアフリー 経路 案内所	道路上	エレベーター			
		エスカレーター			
		車いすなどに対応したトイレ			
		踏切			

◆案内誘導サイン（地図）に関する色彩基準

・表示板の色彩の考え方

案内地図の色彩は以下のようにします。

対象	色彩	参考 (CMYK)
本体	盤面	 0 / 4 / 12 / 7
	裏面	 0 / 6 / 13 / 23
	支柱	 12 / 12 / 12 / 60
ベースマップ	基本文字	 20 / 20 / 20 / 100
	住所・通り名等	 12 / 12 / 12 / 60
	現在地	 0 / 100 / 100 / 0
	一般	 20 / 20 / 20 / 100
	建物	 12 / 13 / 7 / 0
	建物（影）	 50 / 50 / 50 / 0
	公園	 33 / 3 / 50 / 0
	河川	 62 / 24 / 7 / 0
	山	 20 / 0 / 47 / 50
ピクト等	トイレ	 90 / 84 / 41 / 5
	信号機	 90 / 84 / 41 / 5
	誘導ブロック	 0 / 19 / 62 / 8

・盤面の基調色

マニュアルを踏襲した YR 系～Y 系（マンセル色票）の色彩とします。また、盤面の基調色は、表示の見やすさに配慮するとともに、軽快な印象にするために、高明度・低彩度の色彩とします。

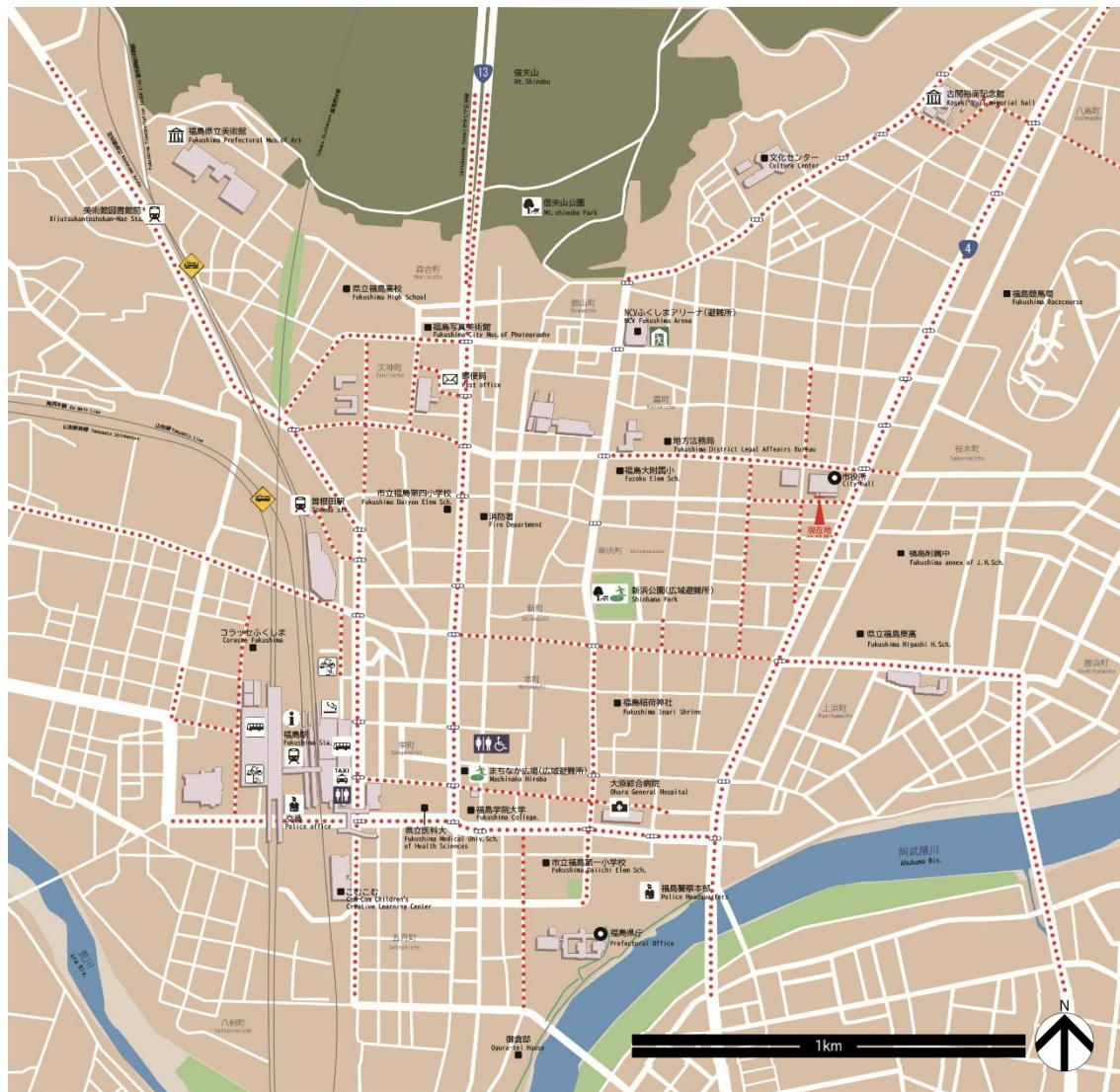
複数の情報の中で、現在位置を示す情報が最も重要であることから、現在地マークには目立つ赤色を用います。周辺情報と可能な限り重ならないように表示し、一目で見つけられるように配置します。

・支柱の基調色

盤面の基調色と調和性を配慮し、盤面の基調色と同一色相の彩度とします。

盤面の支柱をスッキリ見せるように配慮し、明度に差異を付ける等によりメリハリある色彩とします。

◆地図の作成例



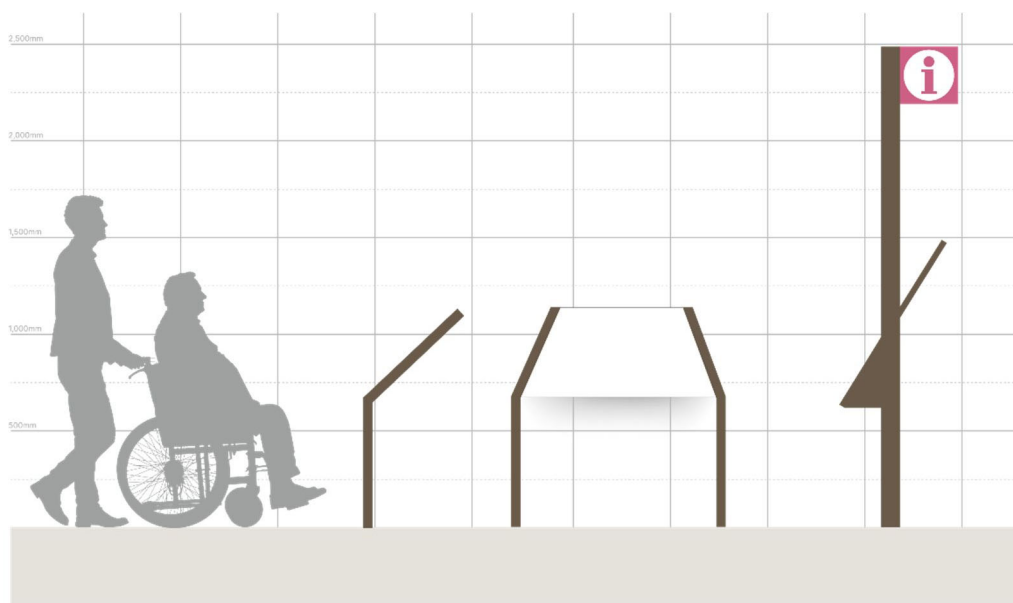
3-1-4. デザイン（参考）

◆地域案内デザイン例



概略寸法	W:1,750mm H:1,900mm 程度
表示内容	地域案内地図、凡例、誘導案内（方向・距離・施設名・ピクトグラム）、その他（二次元コード等）

◆案内誘導サイン（斜板タイプ）デザイン例



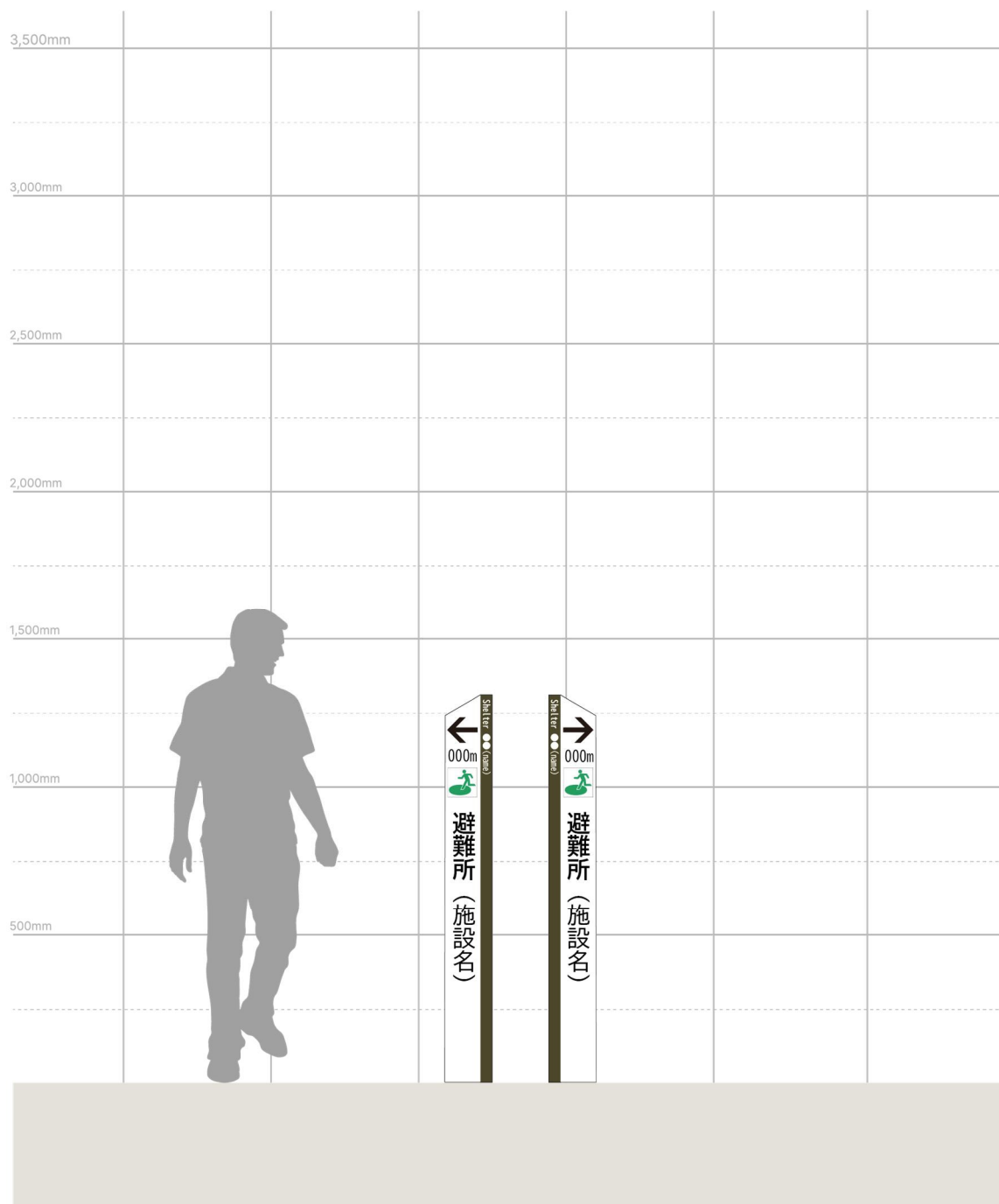
地図面の一部を斜め上方に傾ける形状のサインも可能としますが、車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう地図面下方にゆとりや隙間を取るよう配慮して下さい。

◆周辺案内デザイン例



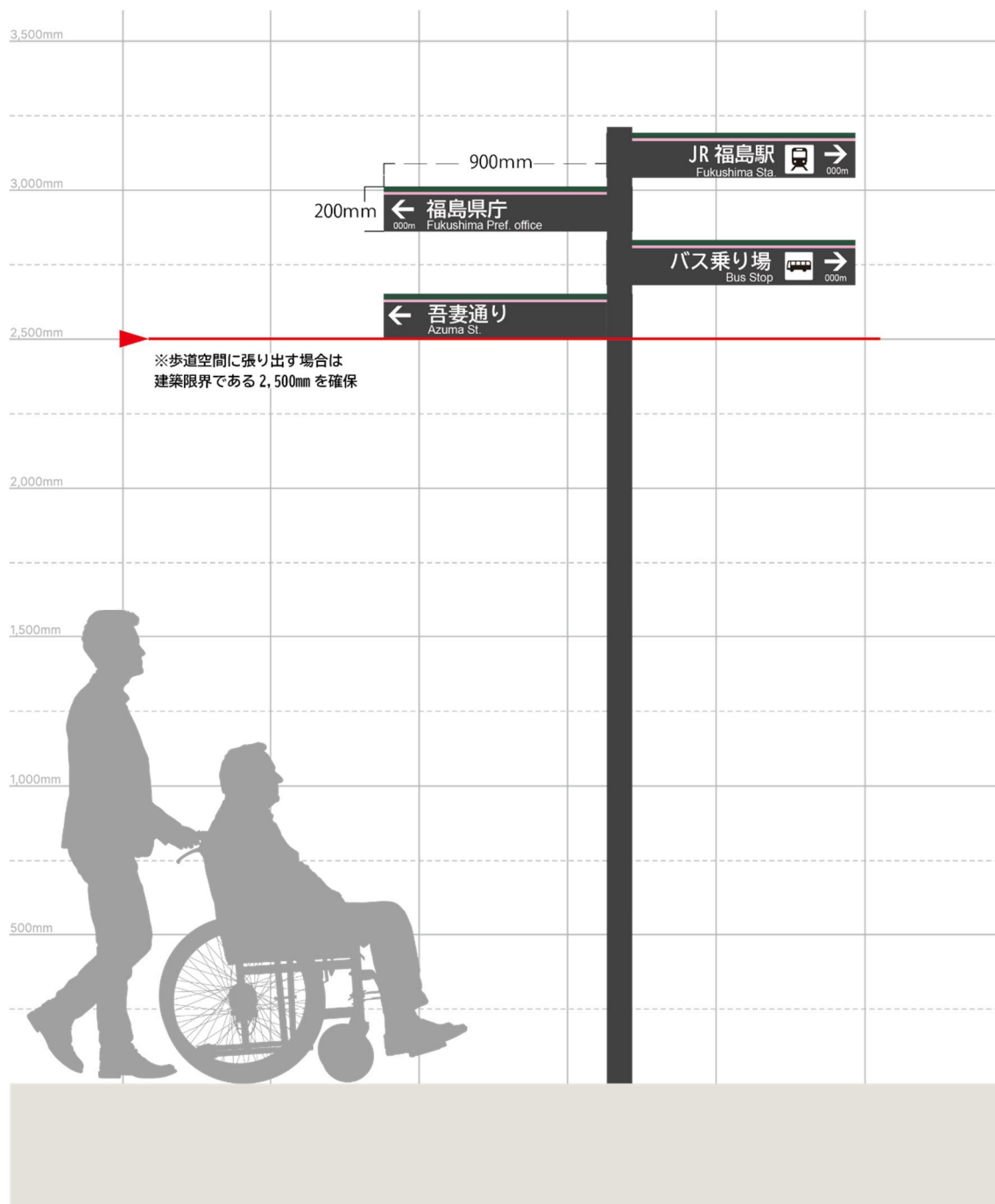
概略寸法	W:1,014mm H:1,900mm 程度
表示内容	周辺案内地図、凡例、誘導案内（方向・距離・施設名・ピクトグラム）、その他（二次元コード等）

◆誘導案内（羽板式）デザイン例



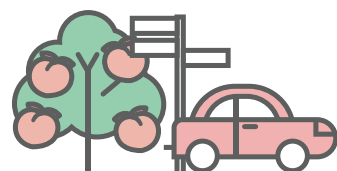
概略寸法	W:172mm H:1,300mm 程度
表示内容	誘導案内（方向・距離・施設名・ピクトグラム）、その他

◆誘導案内（矢羽根）デザイン例



概略寸法	(表示部) W:900mm H:200mm 程度 (表示部下端) H:2,500mm 以上
表示内容	誘導案内 (方向・施設名・ピクトグラム)、道路名称 等

3-2 ルール案内サイン基準



3-2. ルール案内サイン

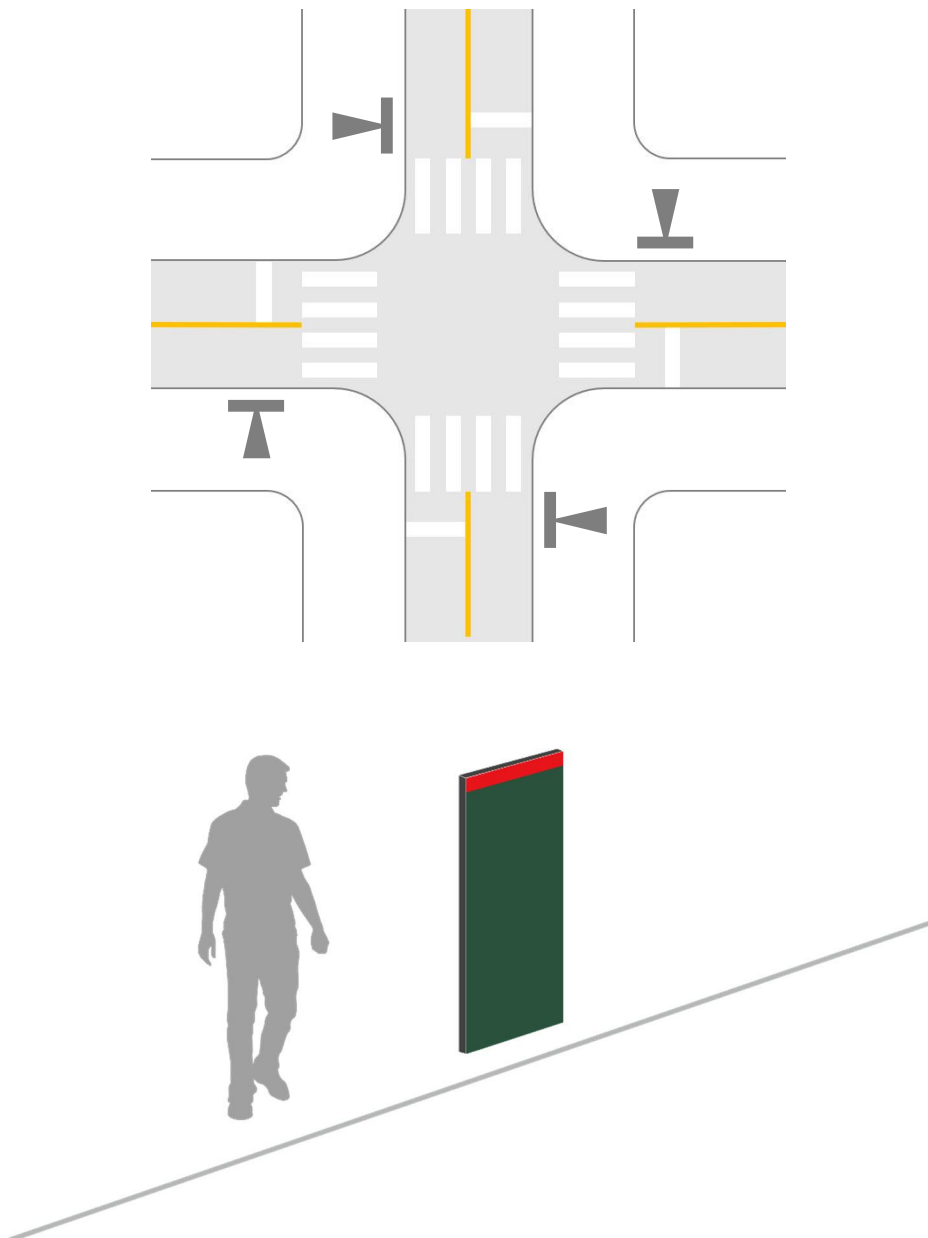
- ・その地区や周辺のルールについて示すもの
フォントやピクトグラムについては第2章 共通基準を確認して下さい。

3-2-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。

◆配置位置および配置の向き（例）



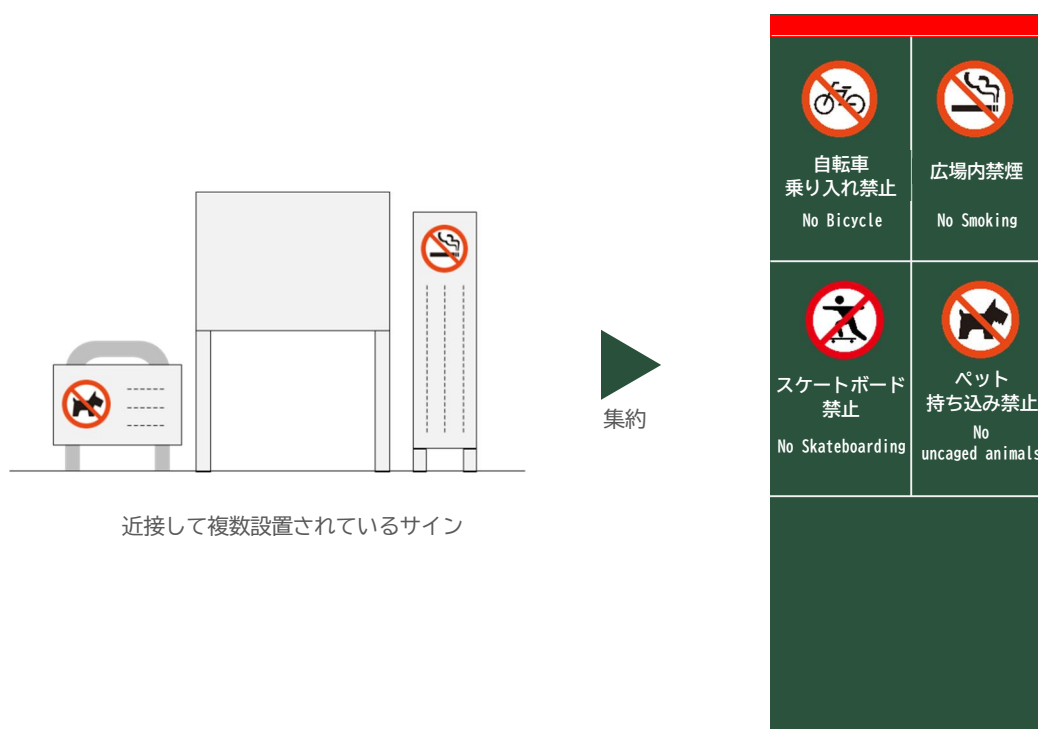
3-2-2. 表記基準

ルール案内サインは、その地区や施設のルールについて示します。

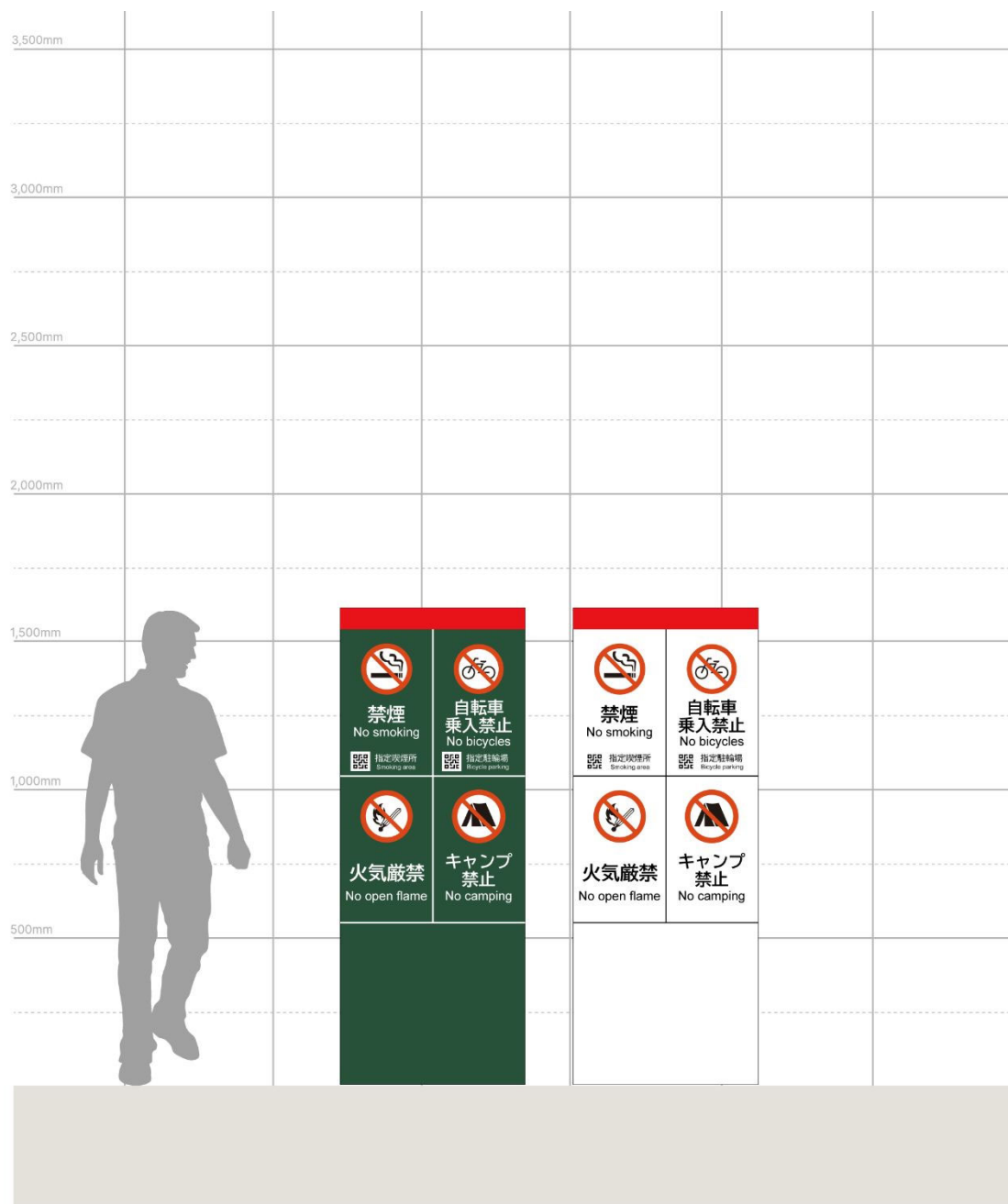
規制内容等を説明する文字数は、できる限り少なくします。規制の内容だけではなく、望ましい行動へ誘導する内容を記載することが望ましい対策といえます。場所の誘導に関する地図を表記する場合には、案内誘導サインで使用する地図と同様の表記とします。

◆集約化について

「広場内禁煙」「自転車乗入禁止」などの規制サインは、それぞれが近接して複数設置されている場合があるため、そのような場合には規制サインを同一盤面に集約し、サインの基数削減を図ります。



3-2-3. 本体デザイン（参考）

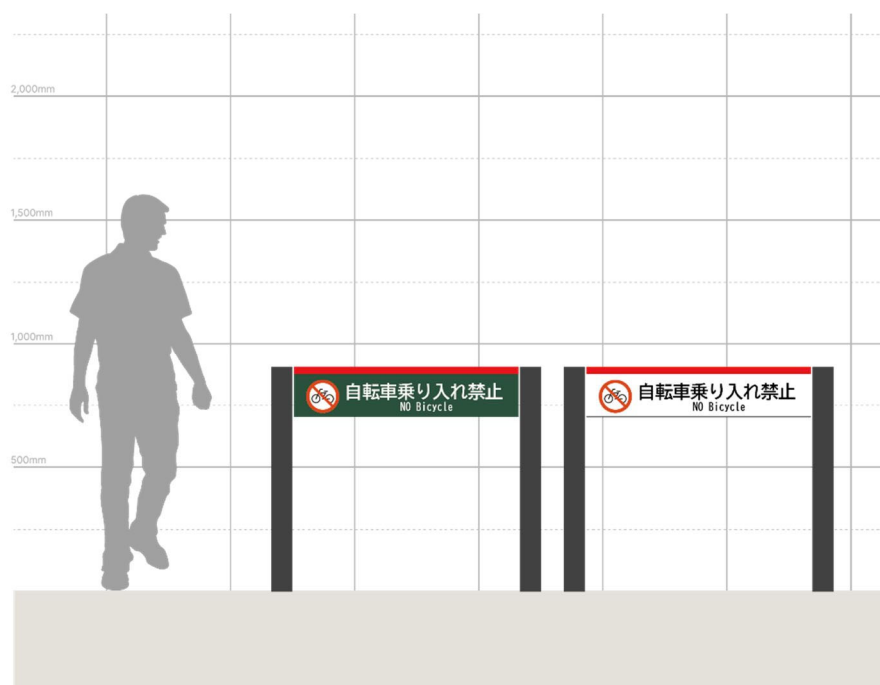


概略寸法	W:680mm H:1600mm 程度
表示内容	ルールに関する情報（ピクトグラム等）、 その他（望ましい行動へ誘導する内容(地図や二次元コード等)）

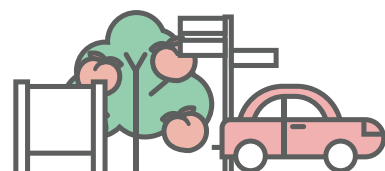
◆ルール案内サイン（移動可能式）



◆ルール案内サイン（広場等）



3-3 説明サイン基準



3-3. 説明サイン

- ・ 観光施設や文化財に関する説明を示すもの

フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-3-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。

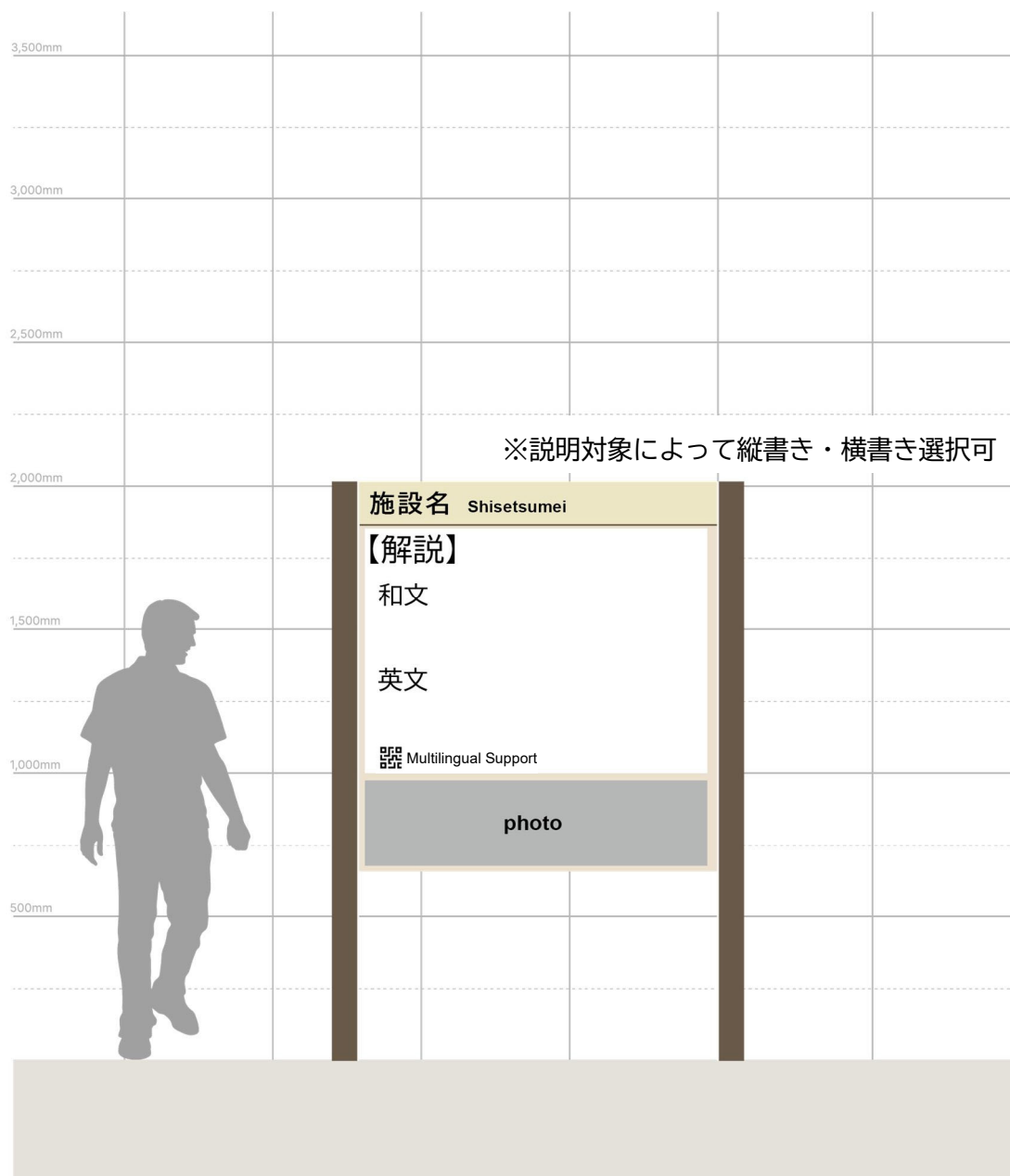
また、設置箇所や表示内容によってサイズを決定しますが、近接あるいはエリア一体に設置する説明サインについては、高さをできるだけ揃える等、統一感に留意して設置して下さい。

3-3-2. 表記基準

説明サインは観光施設や文化財に関する説明を示します。説明文については和文と英文を区別して表示します。

難解な文字等にはふりがなを振ることによって、誰にでもやさしい説明サインとします。写真やイラストについては、必要に応じて表示します。

3-3-3. 本体デザイン（参考）



概略寸法	W:900mm～1,500mm H:1,200～1,900mm 程度 (設置箇所に応じてサイズを決定)
表示内容	観光情報やその他 文化財に関する説明（和文・英文併記）、その他（二次元コード等）



※説明対象によって縦書き・横書き選択可

表示内容	文化財等に関する説明（和文・英文併記）、その他（二次元コード等）
------	----------------------------------

3-4 広告サイン(掲示板)基準



3-4. 広告サイン（掲示板）

- ・その地域の広告や広報等を掲示するもの
色彩や掲出高さ等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

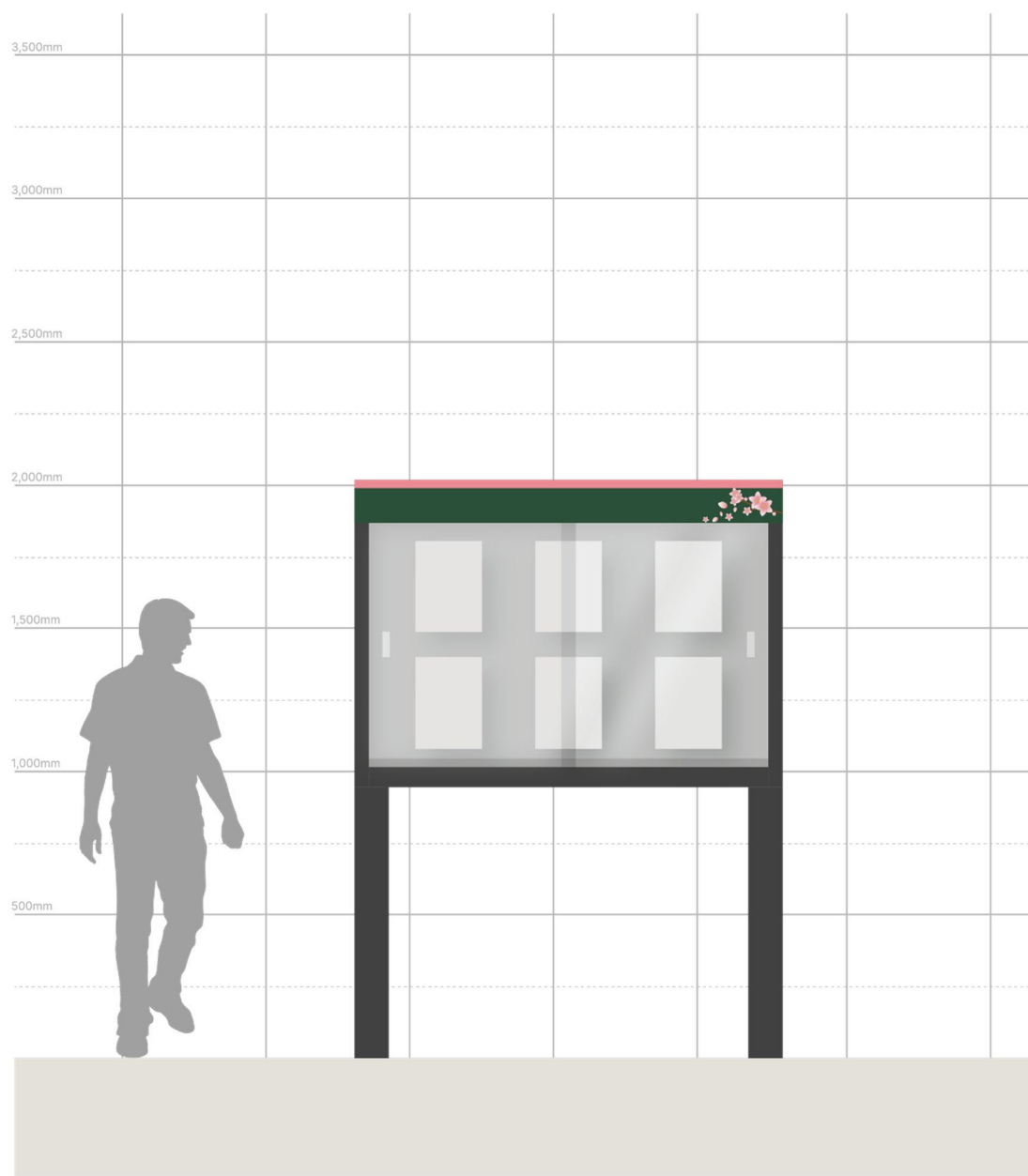
3-4-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

その地区や地域のイベント情報等を示すために設置するため、人が立ち止まって情報を確認することを想定し、人だまりができて他の歩行者等の円滑な移動を妨げないような位置を選定します。

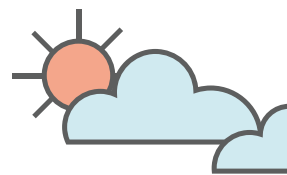
また、設置箇所や掲示内容によってサイズを決定しますが、近接あるいはエリアー一体に設置する広告サイン（掲示板）については、高さをできるだけ揃える等、統一感に留意して設置して下さい。

3-4-2. 本体デザイン（参考）



概略寸法	W:1,400mm H:2,035mm 程度
掲示内容	地域の広告、広報等のポスター・貼り紙 等

3-5 觀光案内板基準



3-5. 観光案内板

- ・観光案内に関する情報等を示すもの

フォントやピクトグラム等の基本事項は第2章 共通基準を確認して下さい。

3-5-1. 配置計画

歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しないようにします。

歩行者の円滑な移動を妨げないように留意するとともに、施設管理上の支障にならない場所に設置します。また、観光案内板は利用者が立ち止まって確認することを想定し、人溜まりができて他の歩行者の妨げにならない場所を選定します。

3-5-2. 表記基準

マニュアルおよび第2章で示す表記基準を基に表示します。

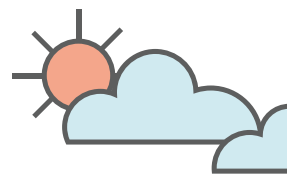
地図等を用いながら、地域の名所や名産、イベントや行事を写真や説明、実施時期を併せて記載し、情報発信や情報発見となるようにします。

用いる地図については、第3章3-1. 案内誘導サイン基準に示す『案内誘導サイン（地図）の表記基準』を参照しながら、観光地となる場所を示すことが望ましいです。

3-5-3. 本体デザイン（参考）



概略寸法	W:1,750mm H:1,900mm / W:1,014mm H:1,900mm 程度
表示内容	観光案内（地図）、凡例、観光・イベント情報、 その他（二次元コード等）



04 整備・維持管理

CHAPTER



第4章 整備・維持管理の方法

サインを整備する際や維持管理の基本的考え方、手続全体の流れ、整備・維持管理の方法を示します。

4-1. 整備の考え方

◆設置前（計画段階）

設置者と施設管理者間で十分な協議がされない場合があります。その結果として、サインの情報更新やメンテナンスがされず、利用者の混乱を招くことや、景観を損ねるようになってしまいます。

そこで、サインの整備の計画段階から交通政策課と相談・協議し、両者間で維持管理方針を定め、整備後の維持管理方法、役割などを明確にしておくようにします。複数の実施主体が関わる場合はこの作業が特に重要となります。

4-2. 維持管理の考え方

◆設置後

サインは主に屋外に設置されることから、年月の経過により汚損し老朽化します。貼り紙や傷、落書き等の人的被害への配慮も必要となります。街の景観を損ねないため、定期的な清掃や修繕を行い、適正な状態に保つことが必要です。メンテナンスフローや管理台帳、管理ステッカーを基に効率よくメンテナンスを実施します。

設置したサインの維持管理は、原則として設置者で行うものとし、サインに関するデータは、設置者が適正に管理します。

4-3. 整備・維持管理手続の流れ

本ガイドラインの運用にあたっては、サインを整備するまでの「整備」と、サイン整備後の「維持管理」に区分します。

ガイドライン運用に関する手続全体の流れは、次のとおりです。

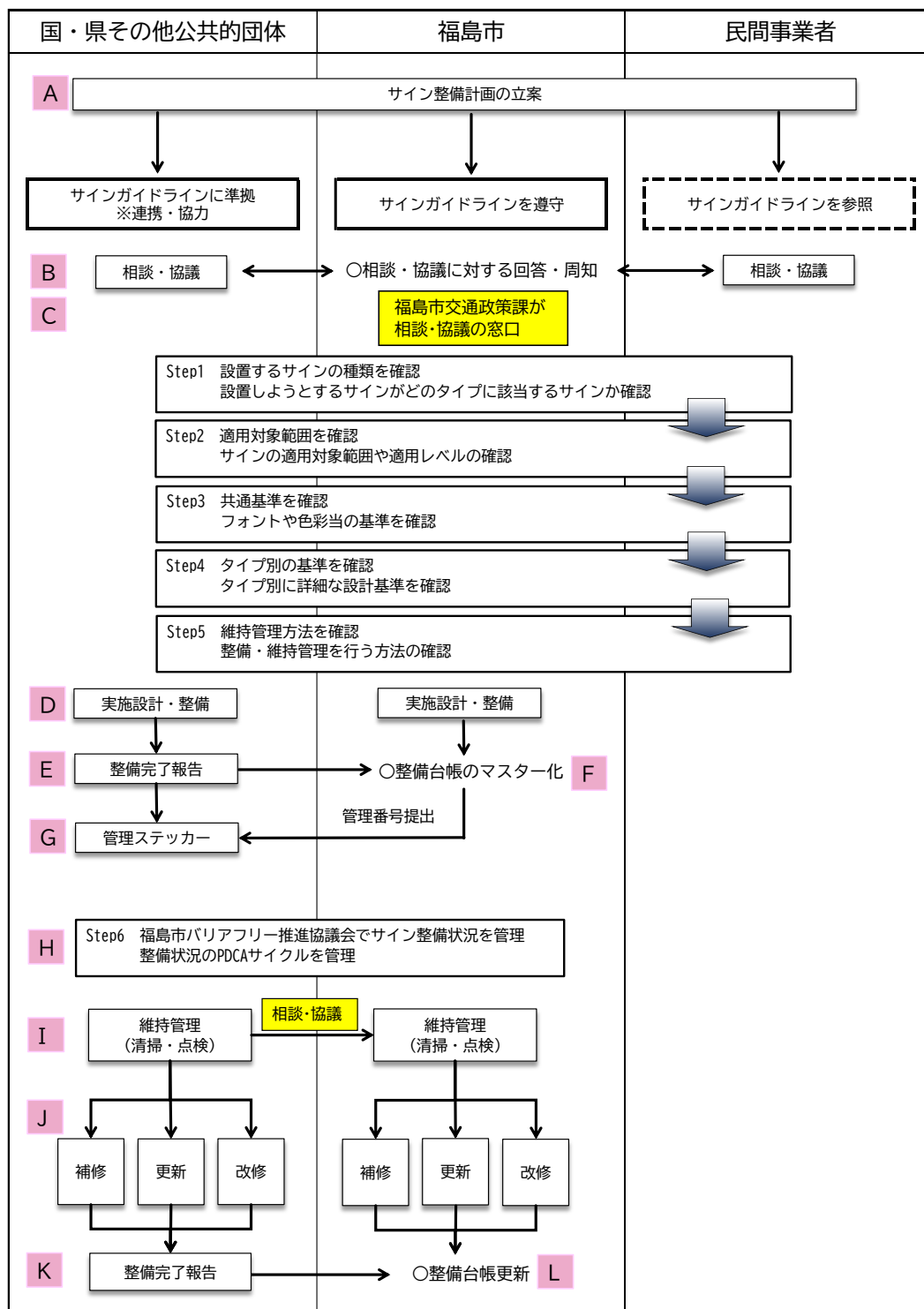
整備
フロー

- A：サイン整備計画についてP8の適用範囲を参照に立案する。
- B：サイン整備主体は、ガイドラインに則して計画を行い、発注前に必ず交通政策課と協議を行う。
- C：交通政策課はガイドラインに適合しているか等を確認する。
- D：サイン整備主体は、整備を行う。
- E：サイン整備主体は、サイン整備後、整備完了報告を交通政策課へ行う。
⇒P63 サイン管理台帳を参照
- F：交通政策課は整備台帳へ入力する。

維持
管理
フロー

- G：サイン整備主体は整備した本体には、管理ステッカーを添付する。
⇒P64 管理ステッカーを参照
- H：福島市バリアフリー推進協議会でサイン整備状況を管理
- I：維持管理において補修、更新、改修の場合は交通政策課へ相談・協議を行う。
- J：サイン整備主体は、本ガイドラインの維持管理に関するフローに則して、維持管理を進める。
- K：サイン整備主体は、サイン整備後、整備完了報告を交通政策課へ行う。
- L：交通政策課は補修、更新、改修について整備台帳を更新する。

【整備・維持管理手続の流れ】



- 国・県への対応：サイン整備予定について毎年度調査を行うとともに、整備計画がある場合には、事前に市（交通政策課）と協議するものとします。
- 民間事業者への対応：サインを設置する場合は、本ガイドラインを参照してもらうよう機会を捉えて周知します。

4-4. 整備・維持管理の方法

◆サイン整備（新規設置）

サイン整備時には、第2章で示した共通基準および個別基準に基づいて整備します。それらに基づいて設置計画がされているか、サイン整備チェックシート（P86 資料 3-2. サイン整備チェックシート 参照）を用いて確認します。

【サイン整備チェックシート】

●サイン整備チェックシート 年 月 日 担当者:

共通基準/整備・維持管理	参照頁	確認の有無
①情報量		
■ 情報量は取捨選択し、誰もが直感的に理解できるものになっていますか。	16	
②フォント		
■ フォントは、可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用していますか。	17 69(資料2-1)	
③文字の大きさ		
■ 文字の大きさは、ガイドラインに記載するルールに基づいていますか。	18・19 70(資料2-2)	
④ピクトグラム		
■ ピクトグラム単独の表記になってませんか。(文字を併用すること)	20・21 70(資料2-2)	
⑤矢印表記		
■ 矢印はJIS規格を使用し、使い方のルールは本ガイドラインに基づいていますか。	22	
⑥色彩		
■ 盤面と文字に使用する色彩は、区別がつきにくい色の組み合わせになってませんか。	23	
⑦多言語表記		
■ 難解な名称、用語にはふりがなが振られていますか。	24	
■ 英文と併記する場合は、和文と英文を区別して表記していますか。	24	
■ 外国人観光客の利用が多いと想定される場所には必要に応じて中国語やハングル語の併記は検討していますか。必要であれば、設置を行いましたか。	24	
■ ヘボン式ローマ字が正しく使われていますか。	25	
⑧表示面の高さ・位置		
■ 表示面の中心部の高さは1,250mm程度であり、1m程度の視距離から表示全体を見渡せますか。	26	
⑨照明デザイン		
■ 照明の設置位置は盤面の天端になっていますか。	27	
■ 独立型の照明を使ってはいませんか。	27	
■ 灯具及び支柱はコンパクトなものとなっていますか。	27	
⑩触知案内図、点字表記および音響案内		
■ 触知案内図や音響案内が必要か検討しましたか。必要であれば、設置を行いましたか。	28・29	
■ 視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)で配置箇所まで誘導されていますか。	-	

本ガイドラインに基づいて設置したサイン及び既存のサインは、各所管課において、必要な項目についてサイン管理台帳（P93 資料 3-4. サイン管理 参照）および管理ステッカーにて管理します。

(1) 管理台帳

◆サイン管理台帳					
管理番号					
設置年月		年	月		
サイン種別	案内誘導	ルール案内	説明	広告 (掲示板)	観光案内
設置者		課		担当者	
管理者		課			
位置情報					
【位置図】					
【設置写真】					
【備考】地図〇〇年版					

(2) 管理ステッカー

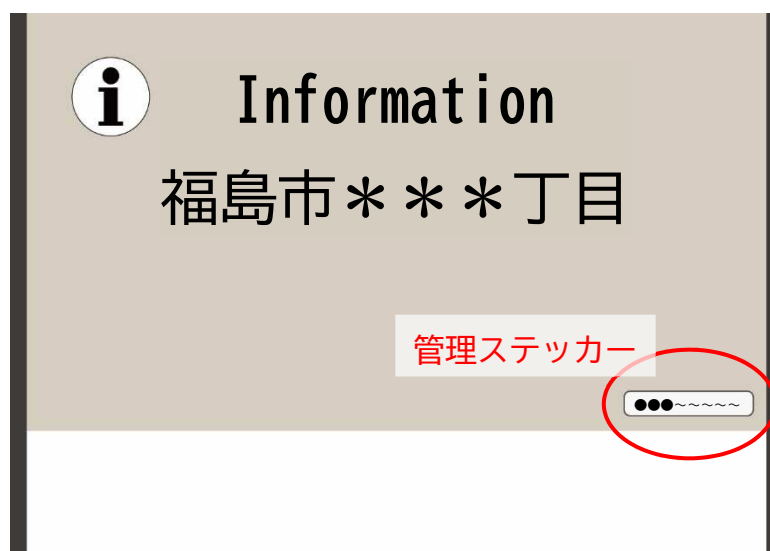
サイン本体部に「管理番号」「設置年月」「管理課」を記入したステッカーを貼り、管理台帳と現地との整合を図るための管理体制とすることが望ましいです。また、管理ステッカーはサイン本体裏側の右下に貼ることを基本としますが、デザイン等を考慮し、管理台帳に貼付箇所を記載の上、目立たない位置への貼付も可能とします。

【ステッカー】

管理番号 ■△

福島市 ◎◎◎課 R5.XX. 設置

【添付場所例】：案内誘導サインの裏面、右端



◆サイン整備（メンテナンス）

年に数回程度行うことが理想とします。清掃・保守点検の状況も必要に応じ、定期点検表に記録し、保管します。

（清掃）：年に数回程度実施

- ・ 汚れやほこりの清掃
- ・ 違法な貼り紙や落書きの除去
- ・ 音声、触知サインの触知図部分については、利用者が手に触れて使用するものであるため、できるだけ頻繁に掃除することが大事です。

（保守点検）：3年に1回程度実施

- ・ がたつき、ボルトの締め付け状況の確認
- ・ 破損、損傷状況の確認
- ・ 塗装状態の確認、部分的な塗装補修
- ・ 音声案内については、機械動作の確認

【短期】 5～7年以内

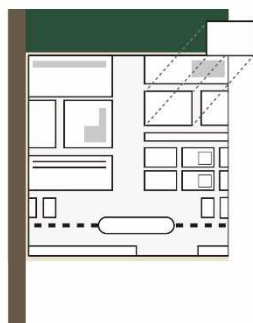
設置者は、案内板の情報について新たに更新する情報を拾い出し、校正を行います。

標示制作業者に修正するサインと変更する表示内容を指示。

（部分的な変更は、修正用シートを利用することが一般的です。変更内容をシートに印刷し、貼り付けで対応可能です。）

【長期】

表面全体の褪色が目立ったり、修正済みの箇所が多い場合には新たに情報を変更する必要のあるものなど、部分的な修正では利用しにくいと考えられる場合には、全体を取り換える必要があります。



部分的な変更による対応



全体の取り換えでの対応

◆維持管理（点検）

本体については3年に1度程度の周期で自己点検チェックシート（P92 資料3-3. 自己点検チェックシート 参照）を用いて実施します。

【自己点検チェックシート】

●本体管理自己点検チェックシート

管理番号	NO.	担当課名	
設置場所等		担当者名	
点検年月日	年	月	日

自己点検チェックリスト				
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無		対応メモ
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック(ひび)、支柱と根巻き(基礎)との隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
表示面	1 表示面板・切文字等の腐食、破損・はがれ、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 盤面底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、他)の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
掲載情報	1 掲載内容の整合	有	無	
	2 地図や文字の劣化、退色	有	無	
その他の異常	自由記入	有	無	

※点検対象のサインにより、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「点検項目」の欄に斜線等を引くこと。

※屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月・国土交通省)を参考に作成。

資料編



資料1 用語集

◆表記・設置関連

i マーク

一般案内用図記号検討委員会が策定した標準用記号のうち、情報コーナーを表す記号のこと。

ピクトグラム

抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号のこと。

アイキャッチャー・マーク

その特徴や機能をピクトグラムで表現することが難しい施設について、人の目を引き付けその場所に何らかの施設があることが確認できるように「■」等で表記する印のこと。

サンセリフ体

欧文活字で、セリフ（ひげのような飾り）のない書体のこと。

視距離

本ガイドラインで示すものは、案内上必要な視対象と視認者間の距離のこと。視距離を想定して、文字やピクトグラム等の大きさや配置を設定している。

盤面

サイン本体のうち、フレームや脚部を除く面の部分のこと。

表示面

盤面のうち、i マークやピクトグラム、誘導施設名称、地図等サインの情報が表記されている部分のこと。

◆基準関連

道路標識設置基準

道路法の道路に道路管理者が整備する道路標識の整備に関する一般技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的として定められた基準のこと。

◆色関連

カラーユニバーサルデザイン

色を識別する特性（色覚特性）や、照明条件などを含む置かれる状況を配慮する等、視覚情報に関わるユニバーサルデザインを検討すること。

マンセル色票

色を数値的に表すための体系（表式系）の一種で、色彩を色の3属性（色相・明度・彩度）に基づき表現した値のこと。

色相

赤、黄、緑、青の様な色味の性質のこと。

明度

色の明るさの度合いのこと。明度の数値が高いほど明るい色となる。

彩度

色の鮮やかさの度合いのこと。彩度の数値が高いほど強い鮮やかな色となり、低くなるにつれて色味の弱い色となる。

◆バリアフリー関連

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体能力、言語等の違いに関わらず、はじめから、全ての人が使いやすいように、建物や製品、サービスなどを計画、設計しようとする考え方のこと。

バリアフリー

障がい者や高齢者等の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方のこと。

重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める重点的かつ一体的にバリアフリー化を行う必要がある地区のこと。

生活関連経路

生活関連施設間を連絡する移動経路のこと。

生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設や官公庁施設等のこと。

◆先端技術関連

ICT

「情報通信技術」を表す英語（Information and Communication Technology）の略語のこと。

二次元コード

水平方向と垂直方向に情報を持つ表示方式のコードのこと。代表例として、QRコードが挙げられる。

デジタルサイネージ

屋外、公共空間、交通機関等、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称のこと。

◆維持管理関連

整備

本ガイドラインでは、サインの新設・再整備・改修することすべてを示す。

新設

本ガイドラインでは、新たなサインを設置することを示す。

再整備

本ガイドラインでは、サインの本体を付け替えることを示す。

改修

本ガイドラインでは、既存のサインの躯体や足、盤面を活かして本体を修繕及び情報の更新をすることを示す。

修繕

本ガイドラインでは、サイン本体の破損部分を直すなどの対応のことを示す。

更新

本ガイドラインでは、地図データや掲載内容を最新情報にすることを示す。

資料2 参考資料集

資料2-1. その他の表示例

和文文字及びアルファベットのゴシック体には、次の例などがある

←太いウェイトの書体

細いウェイトの書体 →

出口案内

出口案内

出口案内

出口案内

出口案内

出口案内

Express

Express

Express

Express

Express

Express

- ・上に示した書体は一例である。近年では読みやすさ、見分けやすさを工夫した書体が開発されており、現場の状況に応じて適切なものを選択することが望ましい。
- ・内照式で、白背景に墨ノセ文字とする場合、光の影響により、書体の線が印刷物と比較すると細く見える傾向があることに留意する。

出典：国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和6年）

資料 2-2. ピクトグラム

次ページより案内用図記号及び標準案内用図記号について示します。

公共・一般施設



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



こどもお手洗
Children's toilet



男性
Men



女性
Women



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン／受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル／宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば／
精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



コインロッカー
Coin lockers



休憩所／待合室
Lounge/Waiting room



ミーティング
ポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室（女性用）
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



おむつ交換台
Diaper changing
table



クローク
Cloakroom



更衣室
Dressing room



更衣室（女性）
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities for
elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority facilities
for injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people
accompanied with
small children



妊産婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for elderly
people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
people with internal
disabilities, heart
pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



妊産婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー
Prams/Strollers



無線 LAN
Wireless LAN



充電コーナー
Charge point



自動販売機
Vending machine



海外発行カード
対応 ATM
ATM for overseas
cards



オストメイト用設備／オス
トメイト
Facilities for Ostomy or
Ostomate



洋風便器
Sitting style
Toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・クー
ルダウン
Calm down, cool down

交通施設

				
航空機／空港 Aircraft/Airport	鉄道／鉄道駅 Railway/Railway station	船舶／フェリー／港 Ship/Ferry/Port	ヘリコプター／ ヘリポート Helicopter/Heliport	バス／バスのりば Bus/Bus stop
				
タクシー／ タクシーのりば Taxi/Taxi stop	レンタカー Rent a car	自転車 Bicycle	ロープウェイ Cable car	ケーブル鉄道 Cable railway
				
駐車場 Parking	出発 Departures	到着 Arrivals	乗り継ぎ Connecting flights	手荷物受取所 Baggage claim
				
税関／荷物検査 Customs/Baggage check	出国手続／入国手続／ 検疫／書類審査 Immigration/Quarantine/ Inspection	駅事務室／駅係員 Station office/ Station staff	一般車 Car	レンタサイクル／ シェアサイクル Rental bicycle/ Bicycle sharing

商業施設

				
レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop	バー Bar	ガソリンスタンド Gasoline station	会計 Cashier
				
コンビニエンスストア Convenience store				

観光・文化・スポーツ施設



展望地／景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場／プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



温泉
Hot spring



コミュニケーション
Communication in the
specified language



靴を脱いでください
Take off your shoes



イヤホンガイド
Audio guide

安全



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency
telephone



非常ボタン
Emergency call
button



広域避難場所
Safety evacuation
area



避難所（建物）
Safety evacuation
shelter



津波避難場所
Tsunami evacuation
area



津波避難ビル
Tsunami evacuation
building



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button

禁止



注記：火災予防条例で次の図記号の使用が規定されている場所には、次の図記号を使用する必要がある。



注意



一般注意
General caution



障害物注意
Caution, obstacles



上り段差注意
Caution, uneven
access/up



下り段差注意
Caution, uneven
access/down



滑面注意
Caution, slippery
surface



転落注意
Caution, drop



天井に注意
Caution, overhead



感電注意
Caution,
electricity



津波注意
(津波危険地帯)
Warning; Tsunami
hazard zone



土石流注意
Warning; debris flow



崖崩れ・地滑り注意
Warning; steep slope
failure, landslide



ホームドア: ドアに手を
挟まないように注意
Caution, closing doors

指示



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちく
ださい
Please stand on
the left



右側にお立ち
ください
Please stand on the
right



一列並び
Line up single file



二列並び
Line up in twos



三列並び
Line up in threes



四列並び
Line up in fours



矢印
Directional arrow



シートベルトを締める
Fasten seat belt

災害種別一般



洪水／内水氾濫
Flood from
rivers/Flood from
inland waters



土石流
Debris flow



津波／高潮
Tsunami/Storm
surges



崖崩れ・地滑り
Steep slope failure,
landslide



大規模な火事
Fire disasters

洪水・堤防案内



洪水
Flood



堤防
Levee

JIS Z8210 付属書 JA (参考)

<商業施設>

店舗／売店
Shop新聞・雑誌
Newspapers, magazines薬局
Pharmacy理容／美容
Barber/Beauty salon手荷物託配
Baggage delivery
service

<観光・文化・スポーツ施設>

公園
Park博物館／美術館
Museum歴史的建造物 1
Historical monument
1歴史的建造物 2
Historical
monument 2自然保護
Nature reserveスポーツ活動
Sporting activitiesスカッシュコート
Squash courtスキーリフト
Ski lift腰掛け式リフト
Chair lift

<安全>

非常口
Emergency exit

<禁止>

飲食禁止
Do not eat or
drink hereペット持ち込み禁止
No uncaged animals

<指示>

安全バーを閉める
Close overhead safety
bar安全バーを開ける
Open overhead safety
barスキーの先を上げる
Raise ski tips

付属書 JD (規定)

ヘルプマーク
Help mark

援助や配慮を必要としている方が、身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示

※出典 国土交通省 案内用図記号 (JIS Z8210)

福島市独自マーク（2024年9月時点）



【シェアサイクル】



【路上喫煙禁止区域】

※路面標示



福島駅東口

参考

◆禁止するのではなく、誘導する



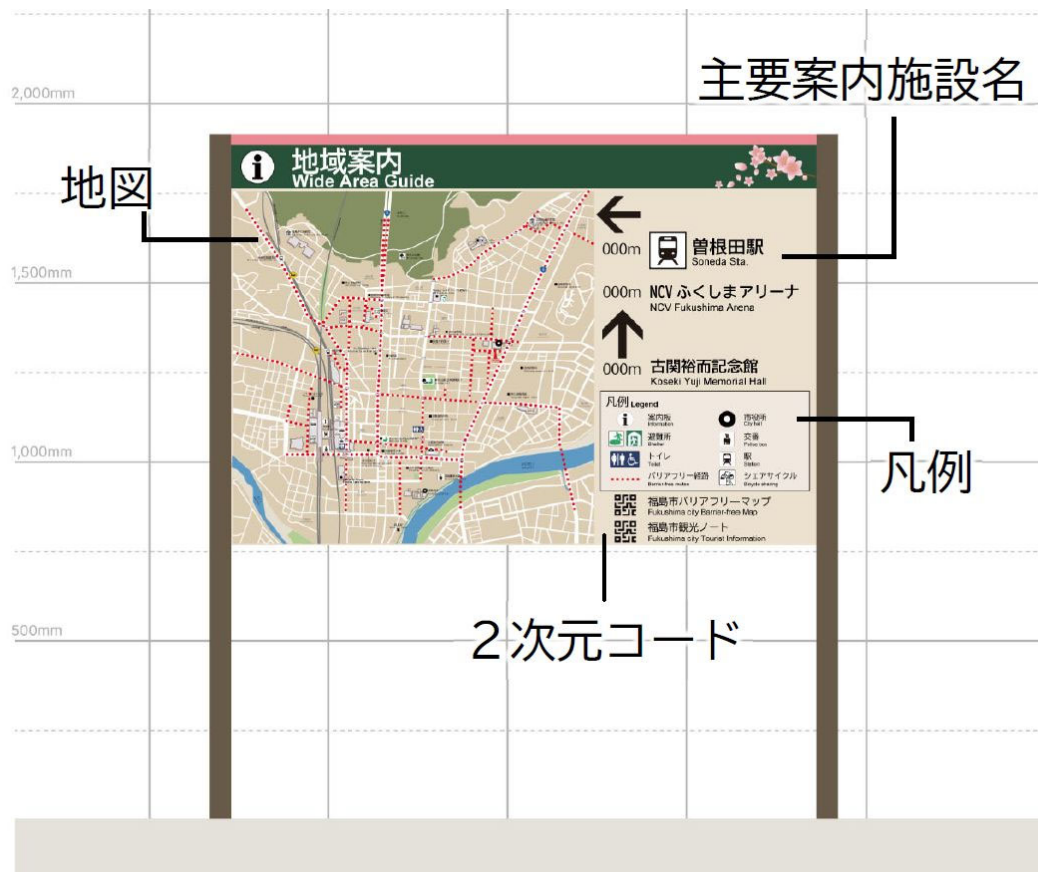
【駐輪禁止を示す】
駐輪場の地図を示すマップや
QRコードと併用して使用する



【路上喫煙禁止を示す】
指定喫煙場所の地図を示すマップ
やQRコードと併用して使用する

資料 2-3. 案内誘導サイン（参考図拡大）

◆地域案内図



◆周辺案内図



◆拠点案内図



資料3 チェックリスト

資料3-1. カラーユニバーサルデザインチェックリスト

福島県カラーユニバーサルデザインガイドブックより、チェックリストについて抜粋したものを次頁に示します。

色の使い方等はチェックリストで確認しながら決定して下さい。

カラーユニバーサルデザイン チェックリスト

常に心がけること

- 男性の20名に1名くらいの割合で、色弱者がいるという意識を持つ。
.....
- 色による情報伝達は、万人に共通するものではないという意識を持つ。
.....
- 区別が必要な情報を、色だけで識別させないようにする。
.....
- 白黒でも内容を識別できるようにする。
.....
- 色の違いだけでなく、明度や彩度の違いや、書体や太字・傍点・下線・囲み枠・形状の違い、文字や記号の併用など、色に頼らなくても情報が得られるように工夫する。
- 色情報を載せる線や文字は太くして、色の面積を少しでも広くする。
.....
- 説明の際に色名だけで対象物を示さない。位置や形を説明したり、ポインターで直接示したりする。
.....
- 色によるコミュニケーションが予想される場合には、色名を明記する。
.....
- 色による区別が必要な場合は、色弱者による見え方の確認を行う。

色の使い方

- 明るい色と暗い色を対比させる。
.....
- 彩度の低い(パステル調の)色同士を組み合わせない。
.....
- 彩度の高い色同士か、はっきりした色と彩度の低い(パステル調の)色を対比させる。
.....
- 背景と文字にははっきりとした明度差をつける。
(コントラストをつける)
.....
- 濃い赤は黒やこげ茶と混同しやすい。黒やこげ茶と混同させないためには、濃い赤ではなく朱色やオレンジを使う。
- 暗い緑は赤や茶色と混同しやすい。青みの強い緑を使う。
.....
- 明るい黄色は、白内障では白やクリーム色と混同するので、文字と背景の組み合わせのように一緒に使わない。
.....
- 黒・青・緑などの背景に赤で書かれた文字は非常に読みづらい。背景色を変えられない場合には、文字色を白・黄色・クリーム色などにする。

印刷物やグラフ・図版の場合

- 申請書などを色分けする場合には、その紙が何色であるか、用紙に色名を明記する。
.....
- 図の塗り分けの説明は、図の脇に凡例をつけるだけでなく、図中にも説明を直接書き込む。
.....
- 色が区別できても、どれが何色で塗られているのかが分からない人がいるので、色名によるコミュニケーションが予想される場合は、凡例にはなるべく色名を記入する。
- 色の塗り分けには、色だけでなくハッチング(網掛け)等を併用する。
.....
- 線は実線の色だけを変えるのではなく、実線、点線、破線など様々な線種や太さの違いと色とを組み合わせる。
.....
- シンボルは同じ形で色だけ変えるのではなく、形を変えて色数を減らす。
.....
- 塗り分けの境は、細い黒線や白抜きの輪郭線や境界線で強調する。

埼玉県「色覚バリアフリーガイドブック」を参考に作成したチェックリストです。
色を使った情報伝達の際に活用してください。

施設の整備やサインなどの場合

- 案内板の表示は、大きく分かりやすい平易な文字、図等を使う。
地色(背景色)と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する。
.....
- サイン周辺は適切な明るさを確保し、まぶしすぎたり、暗すぎたりしないようにする。
.....
- 時間帯等によって環境光が変化する場合、どの条件下でも情報が伝わる色づかいを検討する。
.....
- 階段の段差が分かりやすいよう、段の端は黄色などコントラストが高い色で塗り分ける。
.....
- 視力の低い人には、黒っぽい床だと人の姿が床と紛れて見えづらい。
通行量の多い通路やプラットホームでは、床の色は明るくする。
.....
- 視覚障がい者誘導用ブロックは、目が見えない人だけでなく視力が低い人も利用している。
誘導ブロックが周囲の床面からはっきり識別できるよう、色だけでなく明るさのコントラストもつける。白っぽい床では暗い黄色、黒っぽい床では明るい黄色を用いる。
.....
- 電光掲示板の赤い文字が見えにくい人がいるので暗く見える赤は使用しない。

教育現場の場合

- クラスには必ず色弱者の児童・生徒がいるという意識を持つ。
.....
- 色は見分けられても、色の名前を(自信を持って)言えない児童・生徒がいることを意識する。
.....
- 色を使う際は、さりげなく児童・生徒に色名を告げる。
.....
- 作業などを指示する際に対象物を色名だけでは示さず、場所や形も指定する。
.....
- 実習・実験では、標本などを見せる際にそれが何色か、色名を説明する。また、色だけでなく明るさ、濃淡、形、質感などの違いでも特徴を説明する。
.....
- 黒板では、赤いチョークはほとんど見えない児童・生徒がいるので、白や黄色を使うようにする。ピンク系の赤チョークは白や青と区別がつかないこともあるので、朱赤のチョークを使う。
.....
- 緑色の黒板は、赤や青のチョークが非常に見づらい。「緑」でなく「黒」の黒板を用意する。
.....
- ホワイトボードでは、黒と赤、緑と赤の組み合わせは見分けが難しい場合があるので、併用しない。
.....
- 赤いレーザーポインターは見づらい児童・生徒がいるので、緑のレーザーポインターを使用する。
.....
- ボールペンは線が細く、赤と黒が見分けづらい児童・生徒がいるので、赤鉛筆、太めの朱色のサインペンを使う。
.....
- 児童・生徒に色名を答えさせる質問をしない。
.....
- 算数セットなどの教材は、同じ形で色だけが異なる計算棒やコインが入っている製品は避ける。
色分けがない製品か、色と同時に形や柄も変えてあって、色以外でも対象を指示できるようになっている製品を採用する。
.....
- 絵の具、クレヨン、色鉛筆などは、それぞれのチューブやペン軸に色名が明記してあるものを採用する。
.....
- 美術の授業では、色の見え方が違う児童・生徒がいることを意識し、絵の評価を色の違いで行わない。
.....
- 写生などで、実物と違う色で塗ってしまう児童・生徒が他の児童・生徒にからかわれることがあるが、その際は色の見え方は多様で人それぞれであることを説明する。
.....
- 体育の授業では、見分けがつかない児童・生徒がいるので赤と緑の体育帽やゼッケンを同時に使わない。

資料 3-2. サイン整備チェックシート

サイン整備チェックシートを次頁より示します。サインの新規設置時や改修の際には、対象となるチェックシートの項目を確認しながら設計して下さい。

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

共通基準/整備・維持管理		参照頁	確認の有無
①情報量			
■ 情報量は取捨選択し、誰もが直感的に理解できるものになっていますか。	16		
②フォント			
■ フォントは、可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用していますか。	17 69(資料2-1)		
③文字の大きさ			
■ 文字の大きさは、ガイドラインに記載するルールに基づいていますか。	18・19 70(資料2-2)		
④ピクトグラム			
■ ピクトグラム単独の表記になってませんか。(文字を併用すること)	20・21 70(資料2-2)		
⑤矢印表記			
■ 矢印はJIS規格を使用し、使い方のルールは本ガイドラインに基づいていますか。	22		
⑥色彩			
■ 盤面と文字に使用する色彩は、区別がつきにくい色の組み合わせになってませんか。	23		
⑦多言語表記			
■ 難解な名称、用語にはふりがなが振られていますか。	24		
■ 英文と併記する場合は、和文と英文を区別して表記していますか。	24		
■ 外国人観光客の利用が多いと想定される場所には必要に応じて中国語やハングル語の併記は検討していますか。必要であれば、設置を行いましたか。	24		
■ ヘボン式ローマ字が正しく使われていますか。	25		
⑧表示面の高さ・位置			
■ 表示面の中心部の高さは1,250mm程度であり、1m程度の視距離から表示全体を見渡せますか。	26		
⑨照明デザイン			
■ 照明の設置位置は盤面の天端になっていますか。	27		
■ 独立型の照明を使ってはいませんか。	27		
■ 灯具及び支柱はコンパクトなものとなっていますか。	27		
⑩触知案内図、点字表記および音響案内			
■ 触知案内図や音響案内が必要か検討しましたか。必要であれば、設置を行いましたか。	28・29		
■ 視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)で配置箇所まで誘導されていますか。	-		
⑪音響案内			
■ 音響等による案内が必要か検討しましたか。必要であれば、設置を行いましたか。	30		
⑫デジタル対応			
■ 二次元コードの活用、リンク先を確認しましたか。	31		
⑬アクセントカラー			
■ アクセントカラーを適切に表示していますか。(裏面にも)	13・14		
⑭整備・維持管理			
■ 情報の更新、耐久性、風計算、維持管理を考慮した本体構造となっていますか。	58		
⑮管理			
■ 保守点検の計画・情報の更新計画は策定されていますか。	58～65		
■ 管理台帳は整備されていますか。	63		
■ 管理ステッカーは準備されていますか。	64		
⑯協議・確認			
■ 交通政策課へ事前協議・確認は行いましたか。	60		

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

案内誘導サインの個別基準	参照頁	確認の有無
①配置計画		
■ ドライバー及び歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しませんか。	35	
■ ドライバー及び歩行者等から交通標識の視認を妨げない箇所に配置されていますか。	35	
■ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう十分な歩行者空間が確保されていますか。	35	
■ 重点生活経路を確認し、優先的な誘導となっていますか。	36	
■ 誘導サインは歩行者等の動線の結節点の視認しやすい位置に配置されていますか。	36	
■ ボール状の誘導案内(矢羽根式)サインは、表示面の下端が設置面から2,500mm以上の高さになっていますか。	46	
②表記		
■ 案内図は掲載範囲及び縮尺を参考に設置場所の状況に応じて適切に選択されていますか。	37	
■ 広域案内地図(市全域地図)は北が上、それ以外の案内地図は設置位置と地図の方向を整合した表示となっていますか。	38	
③案内施設		
■ 案内誘導サイン上の案内図は、表示施設を掲載していますか。	37	
④凡例の表記		
■ 凡例はガイドラインに基づき正しく表記されていますか。(方位、スケール等)	39 80(資料2-3)	
⑤地図表示の色彩		
■ 地図表示の対象施設は決められている色彩ごとに正しく使用されていますか。	40	
⑥レイアウト		
■ ガイドラインに基づいて表示面構成要素は正しく表記されていますか。	42~46	
■ 裏面のレイアウトについて、iマーク等正しく表記されていますか。	42~44	

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

ルール案内サインの個別基準		参照頁	確認の有無
①配置計画			
■ ドライバー及び歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しませんか。		47	
■ ドライバー及び歩行者等から交通標識の視認を妨げない箇所に配置されていますか。		47	
■ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう十分な歩行者空間が確保されていますか。		47	
②表記			
■ 規制内容等を説明する文字数は、出来る限り少なくしていますか。		48	
■ 望ましい行動へ誘導する表記を検討しましたか。		15・49	
■ ルールサインは集約化していますか。		48	
③レイアウト			
■ シンプルで分かりやすいレイアウトになっていますか。		49	
■ アクセントカラー(赤)を適切に表示していますか。(裏面にも)		13・49	
■ 場合によっては両面での表記を検討しましたか。		49～50	

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

説明サインの個別基準		参照頁	確認の有無
①配置計画			
■ 説明する施設や観光資源の近くに配置してありますか。		51	
■ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう十分な歩行者空間が確保されていますか。		51	
■ 施設内における来訪者の動線に配慮し、立ち止まって読むことのできるスペースを確保できる場所に配置されていますか。		51	
②表記			
■ 写真やイラスト等を掲載し、分かりやすい説明となっていますか。		52	

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

広告サイン(掲示板)の個別基準	参照頁	確認の有無
①配置計画		
■ ドライバー及び歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しませんか。	54	
■ ドライバー及び歩行者等から交通標識の視認を妨げない箇所に配置されていますか。	54	
■ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう十分な歩行者空間が確保されていますか。	54	
②形状		
■ 形や大きさは、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	55	

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

観光案内板の個別基準		参照頁	確認の有無
①配置計画			
■ ドライバー及び歩行者等にとって危険を伴う死角が発生しませんか。		56	
■ ドライバー及び歩行者等から交通標識の視認を妨げない箇所に配置されていますか。		56	
■ 歩行者の円滑な移動を妨げないよう十分な歩行者空間が確保されていますか。		56	
②表記			
■ 案内図は掲載範囲及び縮尺を参考に設置場所の状況に応じて適切に選択されていますか。		37	
■ 広域案内地図(市全域地図)は北が上、それ以外の案内地図は設置位置と地図の方向を整合した表示となっていますか。		37・38	
■ 写真やイラスト等を掲載し、分かりやすい説明となっていますか。		57	

資料 3-3. 自己点検チェックシート

自己点検チェックシートを示します。
維持管理を行う上で点検を実施する際には、チェックシートの内容と整合が取れているか確認して下さい。

● 本体管理自己点検チェックシート

管理番号	NO.	担当課名	
設置場所等		担当者名	
点検年月日	年	月	日

自己点検チェックリスト				
点検箇所	点 検 項 目	異常の有無		対応メモ
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック(ひび)、支柱と根巻き(基礎)との隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ、欠落	有	無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	
表示面	1 表示面板・切文字等の腐食、破損・はがれ、変形、ビス等の欠落	有	無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 盤面底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、他)の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
掲載情報	1 掲載内容の整合	有	無	
	2 地図や文字の劣化、退色	有	無	
その他の異常	自由記入	有	無	

※点検対象のサインにより、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「点検項目」の欄に斜線等を引くこと。

※屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月・国土交通省)を参考に作成。

資料 3-4. サイン管理

サイン管理台帳を示します。管理ステッカーと併せて維持管理の体制を構築して下さい。

◆サイン管理台帳					
管理番号					
設置年月		年	月		
サイン種別	案内誘導	ルール案内	説明	広告 (掲示板)	観光案内
設置者		課		担当者	
管理者		課			
位置情報					
【位置図】					
【設置写真】					
【備考】地図〇〇年版					

資料 4 作成の流れ

作成にあたっては、以下の通りに作成しました。

次頁より作成の流れの内容を示します。

令和4年 福島市バリアフリー基本構想 まち歩き点検

- ・サインに関する課題を確認
- ・平成10年福島市歩行者案内整備マニュアルが十分に活用されていない課題を確認

その他の特定事業：わかりやすいサインガイドラインの作成

現状の確認、JR 福島駅・県立視覚支援学校へヒアリング

第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会 【書面】

第1回 福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会
グループワーク：“現状と課題、ルールサイン”について

第1回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会

まち歩き点検＋意見交換会 @福島市中心市街地（3コース 参加者24名）

第2回 福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会

外国の方へヒアリング 23名

第3回 福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会
ワークショップ：“地域カラー・ピクトグラム”について

第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会 【書面】

福島市バリアフリー基本構想検討分科会が福島市バリアフリー推進協議会へ組織改編

第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会 【書面】

第2回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会

素案

パブリックコメント

第4回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会幹事会

第4回 福島市バリアフリー推進協議会

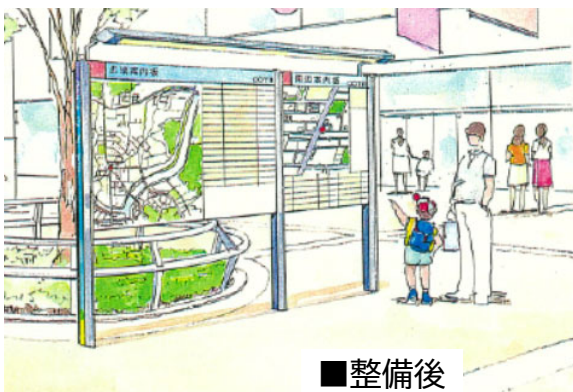
第3回 福島市バリアフリー基本構想庁内検討委員会

令和6年度 福島市公共サインガイドライン作成

資料 4-1. 現状の確認

平成10年に作成した歩行者案内整備マニュアルにより、主に中心市街地において各種案内施設が設置され、統一的に整備されています。

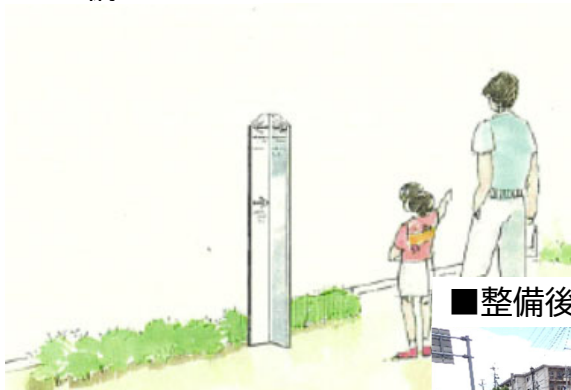
■整備イメージ



■整備後



■整備イメージ



■整備後



(1) 福島市歩行者案内整備マニュアル作成後の経過

マニュアルが作成されている一方で、歩行者案内以外のサインに対して明記されていないことから、ルールサインの視認性への配慮やデザインの違い等が散見されます。また、バリアフリーに関する法令等の変化により、現在に適応するには対応しきれていない部分が見受けられます。

- ・デザインが統一されていない



- ・文字や情報量が多い



- ・メンテナンスがされていない



(2) バリアフリー基本構想まち歩き点検での意見

バリアフリー基本構想策定にあたってのまち歩き点検においても、サインに関する意見が挙げられていました。

- ・同じサインでもデザインが様々で理解しづらい



- ・情報の取捨選択が難しい



- ・自転車放置禁止区域に隣接するエリアで路上駐輪が障害物となって危険



マニュアル策定後の経過およびまち歩き点検の結果から、次の3つについて課題があげられます。

課題①：マニュアルが誘導案内以外に活かされていない(色彩等)

課題②：ルール案内（規制）に関するマニュアルがない

課題③：バリアフリーの観点が十分でない

資料 4-2. 令和5年度 福島市公共サインガイドライン サインガイドライン作成にあたってのまち歩き点検

改めて公共サインの設置状況や課題について確認するため、バリアフリー基本構想検討分科会でまち歩き点検を実施いたしました。また、福島市では福島市バリアフリー観光推進を宣言していることから、観光視点で確認するため、本市に来訪経験のない人と共に観光地へのアクセス性を確認しました。

①サインの分かりにくさ

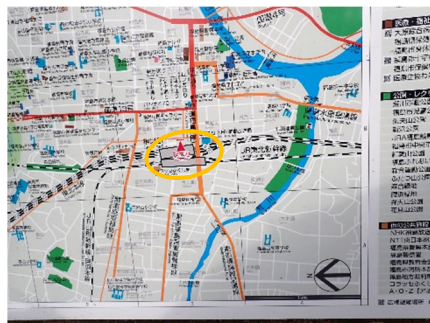
- ・ 外国語表記が少ない
- ・ 矢印の方向が不適



- ・ 設置位置がバリアフリーに対応していない



- ・ 案内が小さくて分かりにくい、目立たない
- ・ 現在地が分かりにくい



②デザインの統一性

- ・ 同じ内容が記載されているのに、デザインが違って分かりにくい
- ・ 同じサインでも種類がいろいろあって直感的に判断しにくい



③維持管理の不十分さ

- ・ 情報が更新されていない
- ・ 音声案内が鳴らないので、場所が把握できない



④その他

- ・ 一つの方向からしか情報を見ることができない
- ・ 注意喚起のサインが手書きのまま使われている



今回実施したまち歩き点検では、以下の3つが課題として挙げられました。

- 課題①：サインの大きさや方向など見つけれない、判断できない
 課題②：配置(設置)方法が原因となって情報が得られない
 課題③：情報更新や掲載が簡易のまま維持管理がされていない印象

これまでに挙げられた①～④、①～③の課題に対応するよう、整備基準を設け、本編に記載しています。

資料4-3. バリアフリー推進協議会

1. 設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の4第1項及び同法第26条第1項の規定に基づき、第24条の2第1項の規定に基づく移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)及び同法第25条第1項の規定に基づく移動等円滑化基本構想(以下「バリアフリー基本構想」という。)の策定並びに実施に関する協議を行うため福島市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) バリアフリーマスタープラン及びバリアフリー基本構想の策定並びに変更の協議に関すること。
- (2) 特定事業の実施及び進行管理に関すること。
- (3) バリアフリーの推進に係る新たな施策や措置及び連絡調整に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、福島市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3) 障がい者団体等の代表又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 福島県福島警察署長又はその指名する者
- (6) 福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (7) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (8) 福島県の関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、所掌事務の遂行上又は協議会の議事の進行上必要があると認めるときは、

会議に委員でない者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

1. 委員名簿

福島市バリアフリー推進協議会 委員名簿

(令和6年4月1日現在)

	団体・機関名	役 職	氏 名	選出区分	備 考
1	高崎経済大学 地域政策学部	准教授	長野 博一	学識経験者	協議会長
2	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科	教授	遠藤 寿海	学識経験者	協議会副会長
3	東日本旅客鉄道 株式会社福島統括センター	副長	宇井 香織	公共交通事業者	
4	阿武隈急行 株式会社	代表取締役専務	新関 勝造	公共交通事業者	
5	福島交通 株式会社	福島支社長	久保 彰	公共交通事業者	
6	ふくこばし福島（福島市老人クラブ連合会）	会長	鈴木 泰雄	市民の代表	
7	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	小澤 和枝	市民の代表	
8	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	常務理事	菊田 悟	市民の代表	
9	福島市手をつなぐ親の会	副会長	荒木 幸子	障がい者関連団体	
10	福島市視覚障がい者福祉協会	事務局長	佐藤 優子	障がい者関連団体	
11	福島市聴覚障害者協会	会長	西山 秀幸	障がい者関連団体	
12	公益財団法人 福島県障がい者スポーツ協会	書記	増子 恵美	障がい者関連団体	
13	一般社団法人 福島市観光コンベンション協会	バリアフリースター センター長	佐藤 由香利	障がい者関連団体	
14	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	岩淵 賢一	道路管理者	
15	福島県県北建設事務所	管理課長	高橋 聡	道路管理者	
16	福島県福島警察署	交通第一課長	深谷 英史	都道府県警察	
17	福島県福島北警察署	交通課長	佐藤 潤一	都道府県警察	
18	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	黒田 雅樹	関係行政機関	
19	福島市立ふくしま支援学校	教頭	小松 はる佳	関係行政機関	
20	福島市健康福祉部	部長	村田 泰一	福島市	
21	福島市都市政策部	部長	森 雅彦	福島市	

資料 4-4. グループワーク

◆ “現状と課題、ルールサイン” について

[駐輪禁止]

- ・ 強制的な感じがなくて、遊び心があっておもしろいと思った。
- ・ 今までに見たことがないものであるから、文字との併用は必須だと思う。
- ・ 自閉症の子だと、自転車を積んだトラックが来るのかとってしまうので、示されているようなイラストでも、駐輪場がもっと明確に場所について説明があると良いと思う。

[路上喫煙禁止]

- ・ 駐輪禁止マークと同様に、場所の説明が必要だと思う。
- ・ Smoking Distance（英語）が瞬時に読めないのではないかなと思う。
- ・ 駅前とかだったら、“あと〇△歩”とかでもいいのではないかなと思う。
- ・ ベンチや花壇など腰掛ける部分から見えるように喫煙場所を示すようにした方がいい。

[福祉避難所]

- ・ ヘルプマークやヘルプカードが浸透していれば分かりやすいが、現状として浸透していない問題があるので、文字での説明が必要だと思う。
- ・ 「安心」の為にはこのようなマークがあった方がいいように思う。
- ・ マークで示すことで、障がいを持っている人はこの施設でないとだめ、等の様な印象を与えないか心配。本来、家の近くが避難所であるため、二次避難所としてというような、周知が必要だと思う。
- ・ グループワークではなく障がい福祉課や危機管理室と話し合っ決めていくべきではないかなと思う。
- ・ 福祉避難所、ペット可 は直感的でわかりやすい。
- ・ ナッジ的な方向性はよいが、まずはわかりやすいことが必要なので簡単な言葉（禁止なら禁止）を添えるなどがあった方がよい。



資料 4-5. ワークショップ

◆ “地域カラー・ピクトグラム” について

【中心市街地のイメージカラー】

- ・ 明るいイメージがいいと思う。
- ・ フルーツが豊富なので、フルーツの色の印象がある。実際にモモ色のタクシーでフルーツ狩りがあったりすると、観光客に喜ばれていると聞いたことがある。
- ・ 阿武隈急行では、ポケモン列車で福島市応援ポケモンのラッキーからピンクや、ももりんをイメージしたようなピンク色の列車があるのでピンクのイメージがある。
- ・ 山に囲まれているので“緑”のイメージ
- ・ 信夫山の“緑”のイメージ
- ・ 花見山の“モモの花”のイメージ
- ・ 青空の青
- ・ 若草色
- ・ 薄桃色



＊ ＊以下、参考としてピクトグラム等に関して共生していく方針について、“優先トイレ”を題材に議論した内容を示します。

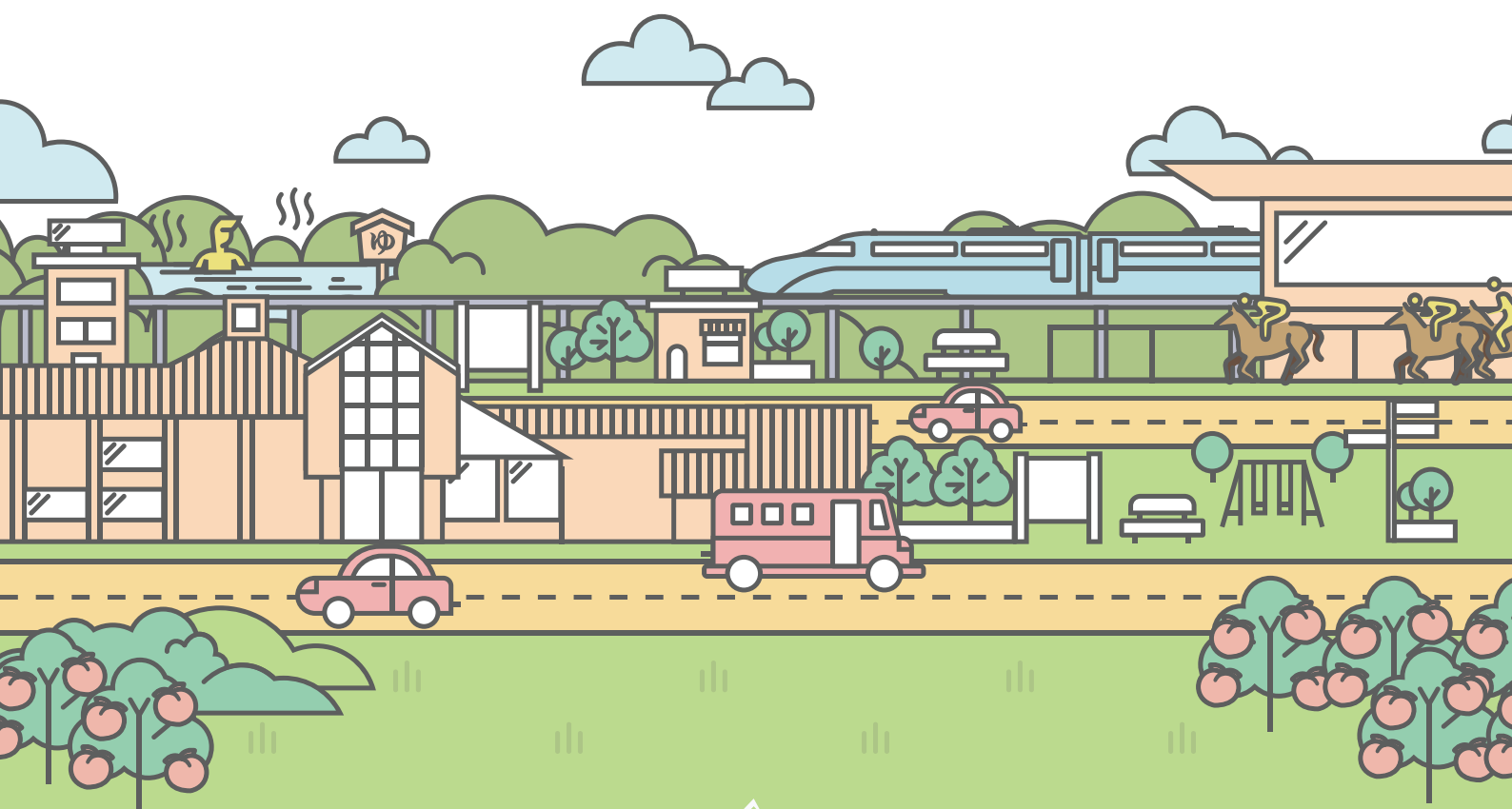
◆ 優先トイレのサイン及びピクトグラムについて

- ・ まずは「トイレ」であることを明確に示す必要があって、それに加えて補足的に機能を示すような物があると良いのではないかな。
- ・ 保健福祉センターの誰でもトイレについて紺色をベースとしているのは良いと思った一方で、紺色はまだブルー系統の色なので、男子トイレに印象が近くなってしまう。市役所の様に、緑で統一して一貫性を持たせてはどうか。
- ・ 色で分かりやすいということは重要だと思う。
- ・ 障がいを持った人だけが利用するのではなく、介護を目的として一緒にトイレに入るということもある。理解されていないことで、注意のような言葉をかけられたことがある。“サポートする人の観点”ということも考慮して検討してもらえたらありがたいと思う。
- ・ ピクトグラムも同様だが、サインが何を示しているのかという周知がまだまだ必要だと、日々感じている。福祉の対象となっている人だけが知っていては意味がないので、サインの検討と並行して広報という部分にも力を入れてほしい。
- ・ 仙台市で男女その他区別なく「だれでも」の取組みがある。
- ・ レインボーカラーなどの取組み（長崎の例）は理解できるが、現状のように1つしかない多機能トイレ（取りあえず便宜上こう記載する）に描かれると、そこを使う人が偏見の目で見られる可能性が心配。
- ・ 設備はしっかりと表示すべき。

福島市
公共サインガイドライン
令和 7 年 3 月

編集・発行

福島市都市政策部交通政策課
〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号
電話番号 024-535-1111(代表)



福島市